

給電申合書取扱要綱

2020年 4月 1日 制 定

2025年 8月 8日 7次改正

関西電力送配電株式会社

目 次

第1章 総 則

第 1 条 目的	1
第 2 条 適用範囲	1
第 3 条 用語の定義	1
第 4 条 基本的事項	2

第2章 事務手続き

第 5 条 給電申合書等の締結手続き	3
第 6 条 標準的な給電申合書等の内容	5

別 紙

給電申合書本文

別紙 1 発電に関わる給電申合書（代表者間用ひな形）	9
別紙 2 給電申合書（発電者用ひな形）	13
別紙 3 給電申合書（需要者用ひな形）	21

給電申合書付表（様式と記載例）

別紙 4 付図 1 給電系統図	29
別紙 5 付図 2 通信設備概要図	31
別紙 6 付図 3 送電線事故時の対応フロー図（需要者用）	33
別紙 7 別紙 1 連絡先一覧	41
別紙 8 別紙 2 電子署名代理権限者情報記録表	43
別紙 9 様式 1 作業停止申込書兼連絡票	45
別紙 10 様式 2 給電申合書申合せ事項の変更依頼（需要者用）	47

第1章 総則

(目的)

第1条 この要綱は、給電規程に基づき、当社の電力システムを利用する全ての者と当社との間で締結する給電申合書等に関する基本的事項を定め、送電ネットワーク利用および利用者の公平性の確保と手続きの円滑化を図ることを目的とする。

(適用範囲)

第2条 基幹系統給電所および給電制御所の所管電力システムを利用する全ての者と当社との給電申合書等の事務取扱いに適用する。ただし、配電部所管系統と一括で締結する場合を含む。
なお、配電部所管系統については、配電関係給電申合書取扱業務要綱指針に基づく。

2 当社と給電申合書等を締結する者は、次による。

- (1) 他一般送配電事業者
- (2) 発電事業者
- (3) 送電事業者
- (4) 特定送配電事業者
- (5) 小売電気事業者または発電契約者
- (6) 発電者または需要者

(用語の定義)

第3条 この要綱で用いる用語の定義は、次による。

- (1) 他電気事業者等
第2条第2項の者をいう。
- (2) 給電申合書等
他電気事業者等と当社の間で、給電運用に関して相互に確認した申し合わせ事項（給電申合書、給電協定書および確認書）の総称をいう。
- (3) 事務手続担当箇所
給電申合書等の事務手続きを担当する箇所をいう。
なお、系統連系および操作に関する給電申合書等の事務手続担当箇所は次による。
 - a 基幹系統給電所の所管電力システムに接続する場合、中央給電指令所または基幹系統給電所とし、他電気事業者等の締結者名および締結内容から判断して決定する。
 - b 給電制御所の所管電力システムに接続する場合、給電制御所とする。
- (4) 給電所等
中央給電指令所、基幹系統給電所および給電制御所をいう。
- (5) 広域機関
電力広域的運営推進機関をいう。
- (6) 発電事業者
自らが維持し、および運用する発電用の電気工作物を用いて小売電気事業、一般送配電事業または特定送配電事業の用に供するための発電事業を営むことについて経済産業省に届出をした者をいう。
- (7) 送電事業者
自らが維持し、及び運用する送電用の電気工作物により一般送配電事業者に振替供給を行う事業（一般送配電事業に該当する部分を除く。）であって、その事業の用に供するための送電事業を営むことについて経済産業省に許可を受けた者をいう。
- (8) 小売電気事業者
小売供給を行う事業を営む者をいう。
- (9) 発電契約者
一般送配電事業者と発電量調整供給契約を締結する者をいう。
- (10) 発電者
小売電気事業、一般送配電事業、特定送配電事業、または自己託送の用に供する電気を発電し送電システムに電力を流入する者をいう。
- (11) 非公開情報
需要者名または発電者名と下記 a～d のいずれかの情報を組み合わせて記載したものをいう。
 - a 変圧器・発電機シンボル

- b 発電者設備容量や発電機出力が把握できる数値データ
 - c 連絡先（電話番号）・住所
 - d 発電機の運転状態が把握（明示）されているもの
- (12) 発電設備等
 発電設備または蓄電設備であって、常用電源の停電時又は電圧低下発生時にのみ使用する非常用予備電源以外のもの

（基本的事項）

第 4 条 事務手続担当箇所の長は、別紙 1、2、3 の標準的なひな形を利用し、当該系統の運用実態および制約等を反映させ、実運用に即した給電申合書等を接続する他電気事業者等と協議のうえ締結する。

なお、締結者名および事務手続分担は表 4-1 による。

表 4-1 （給電申合書等の種類と締結者名）

給電申合書等の種類	締結者名	説明および事務手続分担
他一般送配電事業者	中央給電指令所長 または 本部長	系統運用に関する運用の取り決めを事務手続担当箇所で締結。
発電事業者		系統連系および操作に関する取り決めを事務手続担当箇所で締結。 ただし、発電量調整供給を伴う場合、系統連系および操作に関する取り決めを事務手続担当箇所で締結し、発電に関わる給電指令の取り決めを中央給電指令所で締結。
送電事業者		系統運用、給電指令および操作に関する取り決めを事務手続き担当箇所で締結。
特定送配電事業者		系統連系および操作に関する取り決めを事務手続担当箇所で締結。 ただし、発電量調整供給を伴う場合、系統連系および操作に関する取り決めを事務手続担当箇所で締結し、発電に関わる給電指令の取り決めを中央給電指令所で締結。
小売電気事業者、 発電契約者	中央給電指令所長	発電に関わる給電指令の取り決めを中央給電指令所で締結。※ 1
発電者・需要者	中央給電指令所長 または 本部長	系統連系、給電指令および操作等に関する取り決めを事務手続担当箇所で締結。

※ 1 当社と事業者の窓口統一を図るため、代表契約者または給電連絡責任者（代表契約者に代わって、24時間当社との連絡を行う責任者で、代表契約者が指定した者をいう。）と中央給電指令所で締結。

2 給電系統図を添付する場合は、当社と給電申合書等を締結する者以外の非公開情報について、マスキングまたは削除を行う。

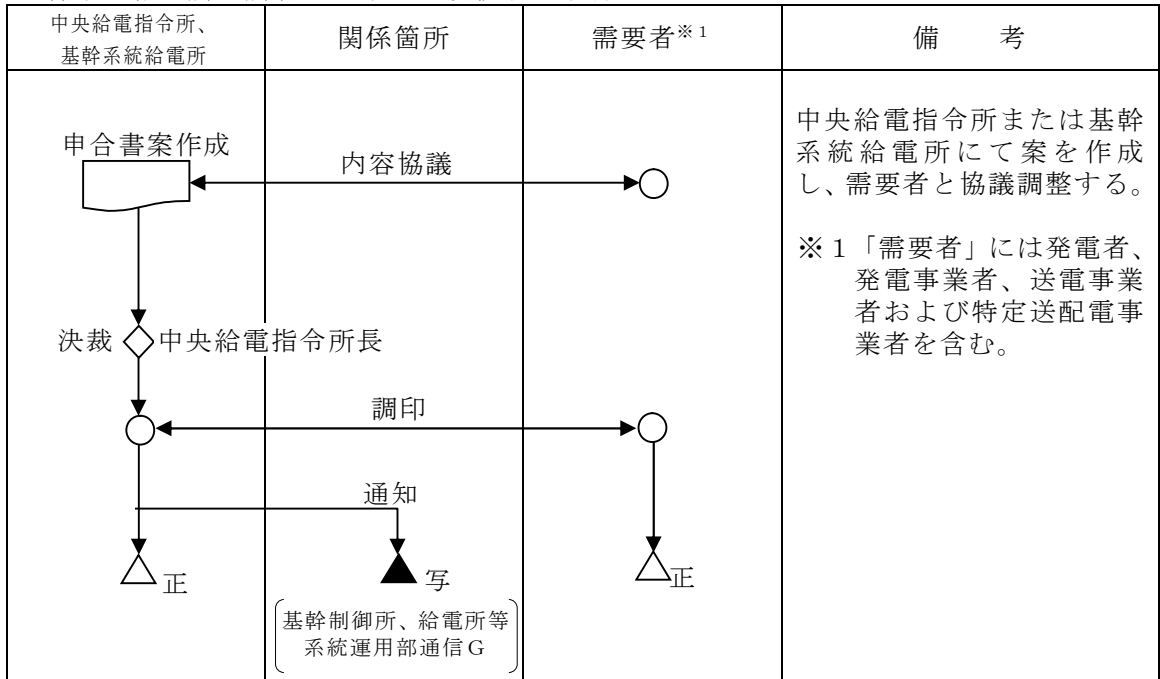
第2章 事務手続き

(給電申合書等の締結手続き)

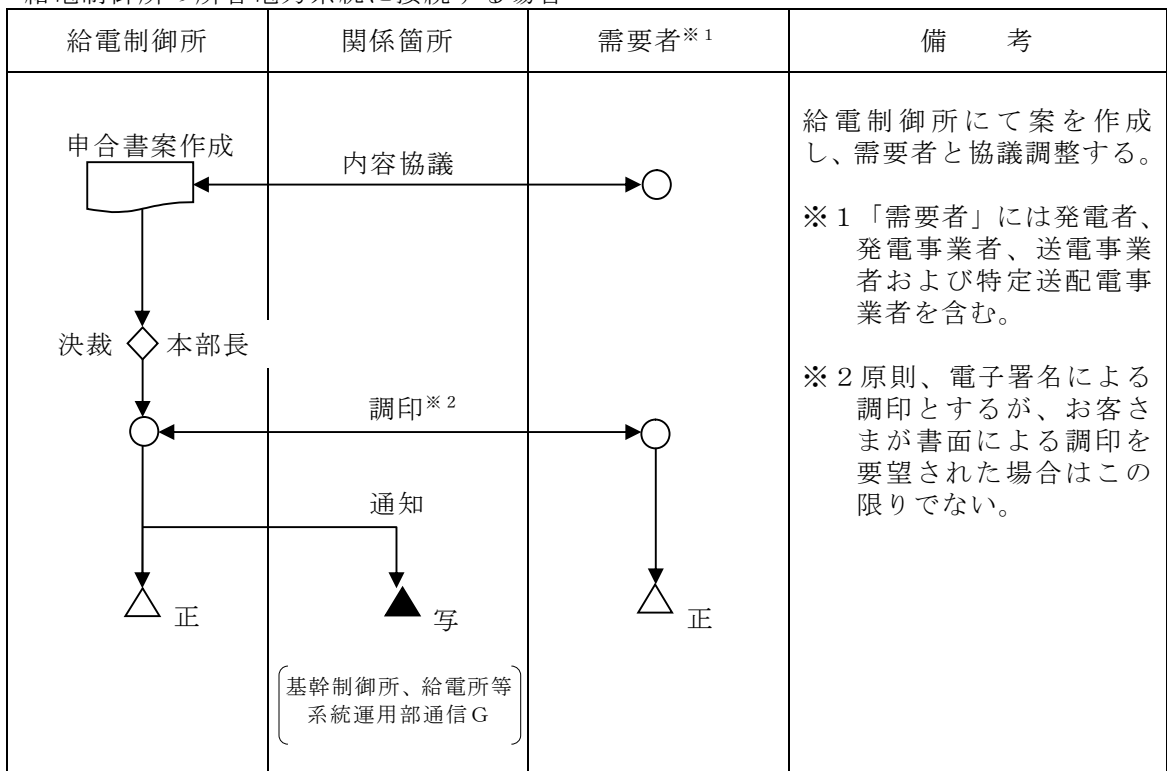
第5条 事務手続担当箇所長の長は、関係する各所と内容協議のうえ、次の(1)～(3)により手続きを行う。

(1) 発電事業者、送電事業者、特定送配電事業者、発電者および需要者との給電申合書等の締結手続きは、次による。

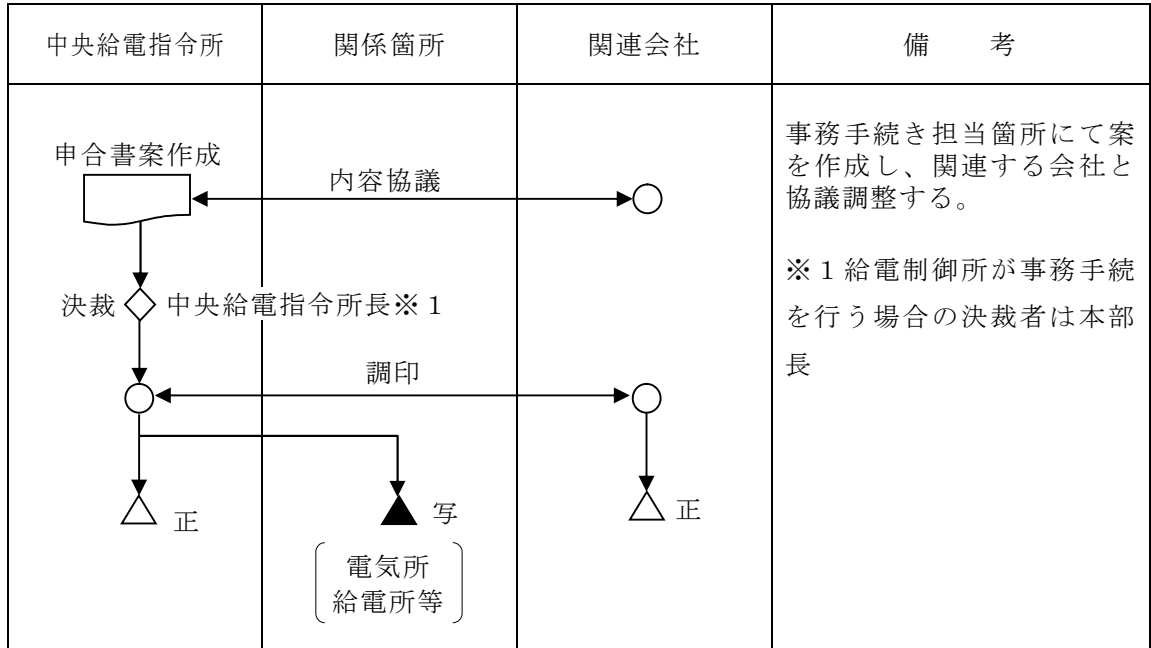
a 基幹系統給電所の所管電力系統に接続する場合



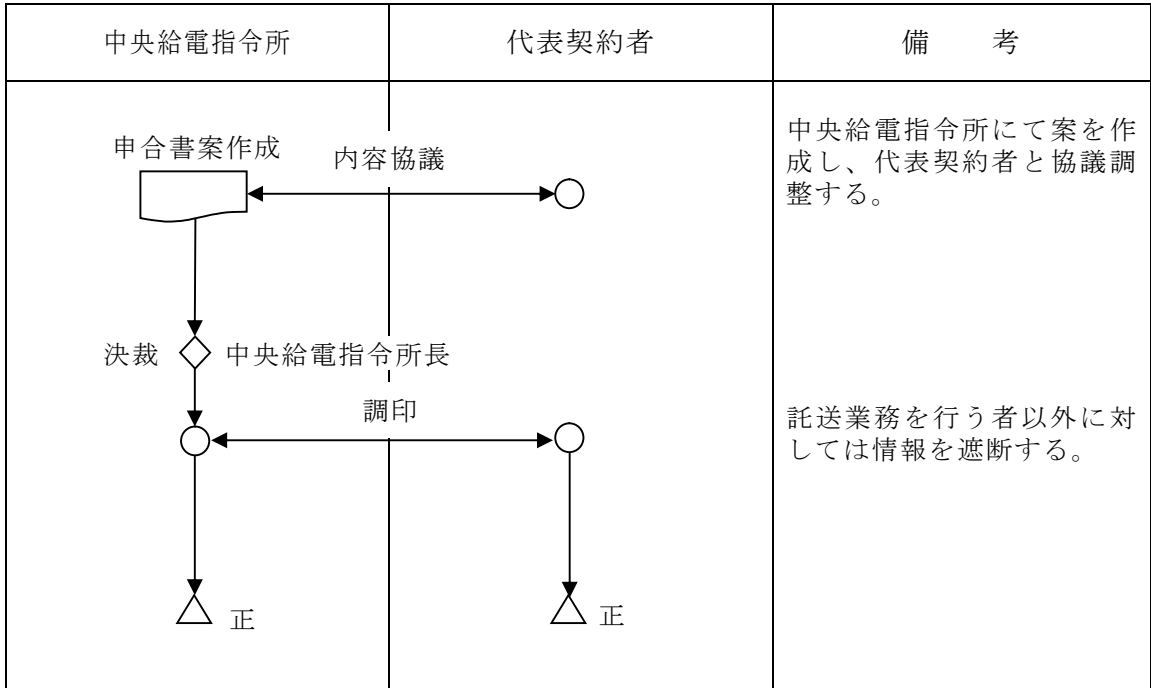
b 給電制御所の所管電力系統に接続する場合



(2) 他一般送配電事業者の給電申合せ等の締結手続きは、次による。



(3) 小売電気事業者、発電契約者および特定送配電事業者との給電申合せ等（代表契約者と締結）の締結手続きは、次による。



(標準的な給電申合せ等の内容)

第 6 条 標準的な給電申合せ等の記載項目および添付する資料図面類は、次の表 6-1 および表 6-2 による。

表 6-1 [記載項目]

(凡例) ○：対象、空白：対象外

種 類 記載項目	他一般送配 電事業者	発電事業者	特定送配電 事業者	小売電気 事業者 (接続供給 実需)	発電契約者 (発電量 調整供給)	需要者	発電者
給電(系統)運用上の協力	○	○	○	○	○	○	○
対象設備		○	○			○	○
責任分界点		○	○			○	○
平常時の送電状態		○	○			○	○
設備の操作		○	○			○	○
工作物の作業停止計画		○	○			○	○
保護リレーの運用		○	○			○	○
電圧の運用		○	○			○	○
給電指令		○	○	○	○	○	○
異状時の連絡	○	○	○			○	○
事故時の処置	○	○	○			○	○
連絡方法	○	○	○	○	○	○	○
設備の変更		○	○			○	○
有効期間	○	○	○	○	○	○	○
その他事項	○	○	○	○	○	○	○
記録の通知		○					

表 6-2 添付する資料図面類

種 類 記載項目	他一般送配 電事業者	発電事業者	特定送配電 事業者	小売電気 事業者 (接続供給 実需)	発電契約者 (発電量 調整供給)	需要者	発電者
給電系統図		○	○			○	○
通信設備概要		○	○			○	○
連絡体制(方法)	○	○	○	○	○	○	○

(全 面 空 白)

別 紙

1. 給電申合書本文

- 別紙 1 発電に関わる給電申合書（代表者間用ひな形）
- 別紙 2 給電申合書（発電者用ひな形）
- 別紙 3 給電申合書（需要者用ひな形）

2. 給電申合書付表（様式と記載例）

- 別紙 4 付図 1 給電系統図
- 別紙 5 付図 2 通信設備概要図
- 別紙 6 付図 3 送電線事故時の対応フロー図（需要者用）
- 別紙 7 別紙 1 連絡先一覧
- 別紙 8 別紙 2 電子署名代理権限者情報記録表
- 別紙 9 様式 1 作業停止申込書兼連絡票
- 別紙 10 様式 2 給電申合書申合せ事項の変更依頼（需要者用）

(全 面 空 白)

発電に関わる給電申合書

(代表者間用ひな形)

年 月 日

〇〇株式会社

代表契約者名を記載

関西電力送配電株式会社

株式会社〇〇（以下「〇〇」という。）と関西電力送配電株式会社（以下「関西送配電」という。）は、〇〇および関西送配電間で締結した発電量調整供給兼基本契約（以下「原契約」という。）に基づいて、その円滑な給電運用を図るため、次のとおり申し合わせる。

（発電量調整供給および給電運用上の協力）

第1条 〇〇および関西送配電は、原契約にもとづいて行う発電量調整供給および関西送配電の給電運用について相互に誠意をもって協力する。

2 〇〇は、関西送配電からの給電指令を遵守する。

（連絡）

第2条 〇〇と関西送配電の相互の連絡先は、別紙に示すとおりとする。

2 〇〇および関西送配電は、第3条に関する連絡にあたっては相互に相手方の氏名、日時および内容等を記録する。

（給電指令および連絡系統）

第3条 関西送配電は、次に示す場合において、〇〇に対してまたは該当する発電者へ発電設備の出力調整または運転・停止、電力設備の作業中止等の給電指令を発令することがある。ただし、関西送配電は緊急やむを得ない場合等には、〇〇または該当する発電者へ給電指令を行うことなく、発電設備を系統から切り離しすることがある。この場合は、事後速やかに関西送配電から〇〇へ連絡を行うものとする。

(1) 平常時における電力系統の運用、電圧調整および作業停止に伴い必要が生じた場合

(2) 長期固定電源を抑制する必要が生じた場合

(3) 電力系統の事故等による周波数または電圧の異常低下・上昇、電力設備の運用容量超過等が発生する、もしくは発生するおそれがある場合

(4) その他電気の需給上または保安上必要がある場合

2 給電指令等の連絡系統は別紙に示すとおりとする。

（有効期間）

第4条 この申合書の有効期間は原契約の契約期間と同一とする。ただし、原契約が更改され、〇〇または関西送配電のいずれからも申し入れがない場合は有効期間を更改後の契約期間まで自動的に延長するものとする。

（その他事項）

第5条 〇〇または関西送配電が、この申合書に定める事項について変更する必要があると認めた場合は、協議によりこれを行うことができる。

2 〇〇および関西送配電は、給電運用に関する事項で、この申合書に明記されていない事項については、その都度誠意をもって協議のうえ決定する。

3 発電者と関西送配電の系統に関連する運用および機器操作の詳細については、必要に応じ、発電者と関西送配電との個別の給電申合書により定める。ただし、関西送配電の供給区域外にある発電者を除く。

以上、申合せの証として本書を2通作成し、〇〇と関西送配電でおのその1通を保有する。

年 月 日

〇〇株式会社
取締役社長 〇〇 〇〇

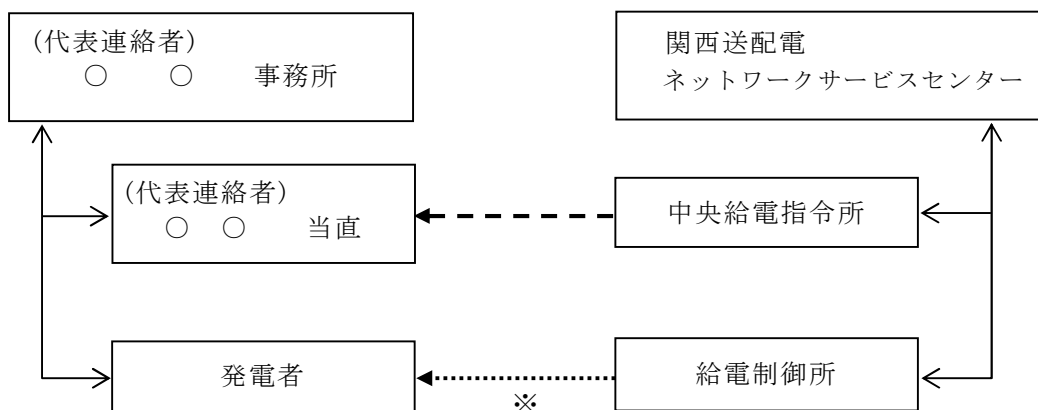
関西電力送配電株式会社
中央給電指令所長 〇〇 〇〇

別紙

(1) 給電申合せ第2条の連絡先

○ ○		関西送配電	
名 称	電話、FAX、E-mail	名 称	電話、FAX、E-mail
(契約者・代表連絡者) ○ ○	電話 00-0000-0000 FAX 00-0000-0000 E-mail *****@****. **. jp	ネットワーク サービスセンター	電話 00-0000-0000 FAX 00-0000-0000 E-mail *****@kansai-td. co. jp
(契約者・代表連絡者) ○○ 当直	電話 00-0000-0000 FAX 00-0000-0000 E-mail *****@****. **. jp	中央給電指令所	電話 00-0000-0000 FAX 00-0000-0000 E-mail *****@kansai-td. co. jp

(2) 給電申合せ第3条の給電指令等の連絡系統



※発電者への給電指令は、個別の給電申合せの設備操作に関する連絡先による。

- < 凡例 >
- ← - - - 給電指令 (通常)
 - ← 給電指令 (緊急)
 - ← ——— 情報連絡

給電申合書

(発電者用ひな形)

年 月 日

○□株式会社

代表契約者名を記載

関西電力送配電株式会社 ★★本部

〇〇株式会社（以下「〇〇」という。）と関西電力送配電株式会社★★本部（以下「関西送配電」という。）は、託送供給等約款に基づき、系統運用を円滑に行うため、次のとおり申し合わせる。

（系統運用上の協力）

第1条 〇〇および関西送配電は、この申合書に定める系統運用について相互に誠意をもって協力する。

2 〇〇および関西送配電は、設備の運用および操作について、相互に連絡を密にし、円滑な運用を図る。

（対象設備）

第2条 この申合書の対象とする設備（以下「対象設備」という。）は、付図1「給電系統図」、および付図2「通信設備概要図」に示す関西送配電の★▽変電所の当該引出遮断器から〇〇の受電設備に至る送受電設備、保護リレー、関西送配電に系統連系する〇〇の発電設備等ならびに〇〇における取引用計量装置および通信設備とする。

（責任分界点）

第3条 〇〇と関西送配電の責任分界点は、付図1「給電系統図」、付図2「通信設備概要図」に示すとおりとする。

（平常時の送電状態）

第4条 平常時の送電状態は、付図1「給電系統図」に示すとおりとする。

（設備の操作）

第5条 〇〇および関西送配電は、次に示す対象設備の操作および作業に当たっては、作業の内容、作業箇所、操作時刻、手順、線路側接地の有無等について事前に打合せを行い、確認した操作手順に基づき、相互に連絡のうえ実施する。ただし、緊急時は除く。

なお、〇〇が〇〇の対象設備を操作し、受電切替をせず、かつ線路側接地を取り付けず行う作業停止の場合においては、作業停止当日は〇〇が自主的に操作を実施するものとし、関西送配電への操作連絡は不要とする。

また、対象設備の呼称は付図1「給電系統図」に示した番号で行う。

受電回線が1回線の場合は記載を抹消する。

操作連絡が必要な場合は記載を抹消する。

(1) 遮断器、断路器および線路側接地の操作

a 〇〇の**kV受電用遮断器（**、**）、受電用断路器（**、**）

および線路側接地

接地機構がある場合は線路側接地機構を記載する。

なお、線路側接地については次の通り行う。

(a) 関西送配電から〇〇へ取付け（取外し）を依頼する場合

関西送配電は〇〇へ事前打合せで取付けを確認し、操作当日は相互連絡を実施する。

(b) 関西送配電から〇〇へ取付け（取外し）を依頼しない場合

関西送配電は〇〇へ事前打合せで取付け有無を確認し、操作当日の相互連絡は行わない。

(c) 上記(a)と(b)が混在する場合

(b)においても相互連絡を要とする場合は、なお書き以降を削除する。

上記(a)に準じる。

- b 関西送配電の★▽変電所の**kV○○線遮断器(CB**,CB**),
線路用断路器(LS**,LS**)および線路側接地機構(ED**E,ED**E)

C u b の場合は C B ** 断路部とする。

接地機構がない場合は線路側接地を記載する。

(2) 系統運用に関連する保護リレーの操作

(3) 給電情報伝送等(保安通信電話を含む)に影響がある作業

なお、保安通信電話に影響がある場合は、事前に連絡のうえ、別の連絡方法について打ち合わせておく。

給電情報伝送がない場合は保安通信電話とし、全てない場合は削除とする。

(4) 取引用計量装置等に影響がある作業等

[常用、予備線受電でループ切替不可の場合]

2 ○○の受電切替操作は停電切替とし、常用回線と予備回線の並列受電の操作は行わない。

なお、切替時には関西送配電と連絡のうえ行う。

[常用、予備線受電でループ切替可の場合]

2 ○○の受電切替操作は、常用回線と予備回線の並列受電切替を可とするが、切替時には関西送配電と連絡のうえ行う。

2項は、該当するパターンを選択する。
また、常用、予備線受電以外の場合は削除する。

3 ○○は、発電設備等の並列操作に当たっては、系統の周波数、位相角および電圧が一致するよう調整のうえ行う。

固定データの反映や、その他の理由で連絡が必要な場合は、以下の文章を記載する。
○○は、○○の発電設備等の並解列は関西送配電と連絡のうえ実施する。

(工作物の作業停止計画)

第6条 ○○および関西送配電は、系統運用に影響のある作業停止の計画、調整および実施について、次により行う。

(1) 関西送配電作業における停止計画にあたっての基本事項

夜間帯作業、無停電状態での作業、年末年始などの連休期間中および休日での作業等については、人身安全上の懸念や、工期の長期化・人件費の増加等が発生し、社会コストの増加を招くことから、原則、平日昼間帯の停電作業とする。

(2) 系統運用に影響のある作業停止の対象

- a 対象設備の停止または使用抑制を必要とする作業
- b 対象設備の活線作業および活線近接作業(試充電中止を必要とする場合)
- c 保護リレーのロック
- d 給電情報伝送等(保安通信電話を含む)に影響がある作業
- e その他系統運用に影響のある作業

(3) 作業停止計画の取り扱い

○○および関西送配電は、第6条1項の作業停止計画に係る手続きを、電力広域的運営推進機関が定める送配電等業務指針等に基づき行うために、次のとおり取り扱う。

a 年間作業停止計画

(a) ○□は、翌年4月から2箇年分の年間作業停止計画の原案を毎年7月末頃までに、調整案を10月末頃までに、最終案を1月上旬までに「お客さま作業停電申込システム」により関西送配電に通知する。ただし、原案提出後、変更がない場合は、調整案以降を省略することができる。

お客さま作業停電申込システムが利用できない場合は削除する。

(b) ○□は、翌年度分の年間作業停止計画について、前年度に確定した翌々年度分の年間作業停止計画から変更がない場合は、通知を省略することができる。

前年度に確定した翌々年度分の年間作業停止計画に変更がない場合でも、通知を求めるときは削除する。

(c) 関西送配電は、関西送配電および第三者の計画とともに調整し、1月末頃までに年間作業停止計画を決定後、○□に通知する。

b 月間作業停止計画

(a) ○□は、翌々月から2箇月分の月間作業停止計画の原案を毎月20日までに、調整案を翌月10日頃までに、最終案を翌月中旬までに「お客さま作業停電申込システム」により関西送配電に通知する。ただし、原案提出後、変更がない場合は、調整案以降を省略することができる。

お客さま作業停電申込システムが利用できない場合は削除する。

(b) ○□は、月間作業停止計画について、年間作業停止計画から変更がない場合は、通知を省略することができる。

年間作業停止計画から変更がない場合でも、通知を求めるときは削除する。

(c) 関西送配電は、関西送配電および第三者の計画とともに調整し、翌月20日頃までに月間作業停止計画を決定後、○□に通知する。

c 作業停止計画の変更および追加

○□および関西送配電は、年間作業停止計画または月間作業停止計画の決定以降、系統状況の変化および突発的な設備異常等による計画の変更、または追加（保安上緊急を要する場合等、計画外の作業停止含む）がある場合には、速やかに相互に申し入れ、協議のうえ実施することができる。

d 作業停止実施の通知

関西送配電は、関西送配電、○□および第三者の作業停止決定を5日前までに、○□に通知する。

作業停止実施の決定通知が不要な場合は削除する。

(4) 発電設備等の解列依頼

関西送配電は、月間作業停止計画にて決定された発電設備等連系線路等の作業実施に伴う系統切替において、○□の発電設備等の停止および解列が必要となる場合、関西送配電は実施予定日の10日前までに○□に連絡し実施することができる。ただし、緊急を要する場合についてはこの限りでないものとし、直ちにその旨を関西送配電に連絡する。

発電機の解列依頼を行わない場合は削除する。

(保護リレーの運用)

第7条 ○□および関西送配電は、関西送配電の系統運用に関連する○□の保護リレーの運用（整定を含む）に当たっては、相互に協議のうえ行う。

なお、○□の整定値については、整定票により別に定めるものとする。

(電圧の運用)

第8条 ○□および関西送配電は、電力系統の電圧を適切に保持するため相互に協力するものとする。

2. ○□の発電設備等は、基準電圧を1.00puとし、AVR運転を行う。

発電者と基準電圧、AVR運転を取り決める場合のみ記載する。

3. 関西送配電は、必要に応じて○□の無効電力の調整運転および送電線の充電停止等を○□に指令することがある。

上記指令を実施するおそれがある場合のみ記載する。

(給電指令)

第9条 関西送配電は、次に示す事項に関して、○□に給電指令を行う。

(1) 平常時の給電指令

平常時における電力系統の運用、電圧調整および作業停止に伴う電力設備の運転(操作または停止含む)の指令

(2) 異常時の給電指令

次に示す電力設備の運転および電力設備の作業中止等の指令

- a 周波数・電圧の維持および流通設備の運用容量の超過の解消等の電力系統の安定性の確保を目的とした発電者の出力の調整および需要の抑制または遮断
- b 異常気象または電力系統の異常等が発生した場合における供給信頼度の確保を目的とした電力設備の作業中止の指令
- c その他電力系統に異常が発生した、または発生するおそれがある場合における、電力系統の異常を抑制、防止または回復するために必要となる指令

(異状時の連絡)

第10条 ○□は、○□の構内において、○□および関西送配電の対象設備に異状もしくは故障があり、または異状もしくは配電に連絡する。

給電情報伝送がない場合は、「保安通信電話の故障等により電話が不通となった場合、関西送配電は、必要に応じて様相等を○□に確認する。」とする。

2. 給電情報伝送に関する保安通信電話もない場合は、全文削除する。
関西送配電は、必要に応じて系統運用状況、装置の運転状態および故障様相等を調査し、○□に確認する。

(事故時の処置)

第11条 ○□および関西送配電は、第7条で示す保護リレーが動作する等の事故が発生した場合は、次に示す処置を行う。

(1) ○□は、速やかに発生時刻、動作リレー(使用箇所、種類、相別)およびその他必要な事項を関西送配電に連絡する。

(2) ○□の対象設備事故の場合(発電設備等を含む)

○□は、○□の対象設備に事故が発生した場合は、ただちに事故箇所を切り離すとともに、その旨を関西送配電に連絡する。

(3) 関西送配電の系統事故により**kV〇〇線が停止し、〇〇が停電した場合

<<受電設備が1回線の場合>>

- a 関西送配電は、〇〇に連絡することなく自動（再閉路リレー等）または手動により**kV〇〇線を充電するため、〇〇は、充電される部分に無断で接近してはならない。（長時間停電した場合も同様とする。）また、〇〇は、**kV〇〇線を〇〇側から充電してはならない。
- b 〇〇の受電用遮断器が遮断した場合
〇〇は、関西送配電の★▽変電所からの充電に注視し、電圧が回復すれば〇〇の設備に異状がないことの確認および〇〇の発電設備等並列用遮断器の開放または開放確認のうえ受電し、速やかにその旨を関西送配電に連絡する。
- c 〇〇の受電用遮断器が遮断していない場合
〇〇は、関西送配電の★▽変電所からの充電に注視し、電圧が回復すればそのまま受電する。
- d 〇〇は、発電設備等を系統並列する場合は、関西送配電に並列可能な系統状態を確認のうえ系統並列する。

発電設備等並列時の連絡が不要な場合は削除する。

<<常予備受電の場合>>

- a 関西送配電は、〇〇に連絡することなく自動（再閉路リレー等）または手動により**kV〇〇線を充電するため、〇〇は、充電される部分に無断で接近してはならない。（長時間停電した場合も同様とする。）また、〇〇は、**kV〇〇線を〇〇側から充電してはならない。
- b 〇〇は、関西送配電の★▽変電所からの充電に注視し、電圧が回復すれば〇〇の設備に異状がないことの確認および〇〇の発電設備等並列用遮断器の開放または開放確認のうえ次の処置を行い、速やかにその旨を関西送配電に連絡する。

【手動切替の場合】

- (a) 受電していた回線の電圧が回復した場合は、その回線で受電する。
- (b) 受電していた回線の電圧回復が遅延し他の回線に電圧がある場合は、受電していた回線の遮断器を開放または開放確認のうえ他の回線で受電する。

【自動切替の場合】

- (a) 受電していた回線が停電した場合、自動切替装置により他の回線に切替え、引き続き受電する。

自動切替装置の設置有無により上記のどちらかを記載する。

- (c) 両回線とも電圧がない場合
 - ア 受電していた回線の電圧が回復すれば、その回線で受電する。
 - イ 受電していた回線の電圧回復が遅延し他の回線に電圧がある場合は、受電していた回線の遮断器を開放または開放確認のうえ他の回線で受電する。
- c 〇〇は、受電回線を切り戻す場合は、関西送配電に連絡のうえ行う。
- d 〇〇は、発電設備等を系統並列する場合は、関西送配電に並列可能な系統状態を確認のうえ系統並列する。

発電設備等並列時の連絡が不要な場合は削除する。

..(4) ○□の構内のみで単独系統となった場合

線路側電圧が回復した後、○□の発電設備等を系統並列する場合は、関西送配電に並列可能な系統状態を確認のうえ系統並列する。ただし、自主復旧装置を使用している場合は、発電設備等を系統並列後、速やかにその旨を関西送配電に連絡する。

電圧階級が33kV以下の場合は削除する。
ただし、自主復旧装置を使用している場合を除く。

自主復旧装置がない場合は、自主復旧装置に関する記載を削除する。

(5) 上位の系統事故で○□の発電設備等を含み単独系統となった場合

○□は、関西送配電から○□の発電設備等を含み単独系統となった旨連絡があった場合、可能な限りそのままの状態を維持するとともに、関西送配電からの指示を待つ。ただし、○□は発電設備等の並列維持が困難な場合、速やかに関西送配電に連絡し、協議のうえ処置を行う。

(6) 系統異常等により○□の発電設備等が停止した場合

○□は、系統周波数異常等により○□の発電設備等が停止した場合、速やかに関西送配電に連絡する。また、○□の発電設備等を系統並列する場合は、関西送配電に並列可能な系統状態を確認のうえ系統並列する。

(7) ○□および関西送配電は、(1) から (6) によりがたい場合は、状況に応じた適切な処置を行う。

(連絡方法)

第12条 ○□および関西送配電の連絡先は、別紙1「連絡先一覧」のとおりとする。

2 ○□および関西送配電は、第13条（設備の変更）、第15条（その他事項）のこの給電申合せの変更を除く連絡に当たっては、相互に相手方の氏名、時刻、内容を記録する。また、○□および関西送配電は、本項の記録を必要に応じ相互に確認する。

(設備の変更)

第13条 ○□および関西送配電は、給電申合せの内容変更を伴う設備を変更する場合、あらかじめ相互に連絡し、必要に応じて、単線結線図等の関係図面提出および協議を行う。

(有効期間)

第14条 この申合せの有効期間は、締結日から●●年3月31日までとする。ただし、この申合せについて○□または関西送配電のいずれかにより、改めて更改の申し出がない場合は、さらに1年延長するものとし、以降これに準ずる。

なお、有効期間中に○□が電気供給事業者との受給契約を解除し、その他の全ての事業者との受給契約がなく無契約となった場合は、○□は関西送配電に連絡し、この申合せは効力を失うものとする。

(その他事項)

第15条 ○□および関西送配電は、この申合書に定める事項について変更する必要があると認められた場合は、協議によりこれを行うことができる。この場合、付図、付表等の変更は、○□の電気主任技術者と関西送配電の★★本部長の間で変更手続きを行うことができることとする。

付図、付表等のみ変更しない場合は削除する。

2 ○□および関西送配電は、系統運用に関する事項で、この申合書に明記されていない事項については、その都度誠意をもって協議のうえ決定する。

3 ○□および関西送配電間で締結した●●年●●月●●日付給電申合書は、▲▲年▲▲月▲▲日以降その効力を失うものとする。

申合書改定の場合。

【書面による調印の場合】

以上、申合せの証として本書を2通作成し、○□と関西送配電でおのおのその1通を保有する。

.....年.....月.....日

【電子署名の場合】

以上、本契約の成立を証するため、本書の電磁的記録を作成し、別紙2「電子署名代理権限者情報記録表」に基づき電子署名を施し、おのおのその電磁的記録を保管する。

.....年.....月.....日

締結方法により上記のどちらかを記載する。

○□株式会社

代表取締役 ○○ ○○

関西電力送配電株式会社

★★本部長 ○○ ○○

給電申合書

(需要者用ひな形)

年 月 日

○□株式会社

代表契約者名を記載

関西電力送配電株式会社 ★★本部

〇〇株式会社（以下「〇〇」という。）と関西電力送配電株式会社★★本部（以下「関西送配電」という。）は、託送供給等約款に基づき、系統運用を円滑に行うため、次のとおり申し合わせる。

（系統運用上の協力）

第1条 〇〇および関西送配電は、この申合書に定める系統運用について相互に誠意をもって協力する。

2 〇〇および関西送配電は、設備の運用および操作について、相互に連絡を密にし、円滑な運用を図る。

（対象設備）

第2条 この申合書の対象とする設備（以下「対象設備」という。）は、付図1「給電系統図」、および付図2「通信設備概要図」に示すとおりとする。

（責任分界点）

第3条 〇〇と関西送配電の責任分界点は、付図1「給電系統図」、付図2「通信設備概要図」に示すとおりとする。

（平常時の送電状態）

第4条 平常時の送電状態は、付図1「給電系統図」に示すとおりとする。

（設備の操作）

第5条 〇〇および関西送配電は、次に示す対象設備の操作および作業に当たっては、作業の内容、作業箇所、操作時刻、手順、線路側接地の有無等について事前に打合せを行い、確認した操作手順に基づき、相互に連絡のうえ実施する。ただし、緊急時は除く。

なお、〇〇が〇〇の対象設備を操作し、受電切替をせず、かつ線路側接地を取り付けず行う作業停止の場合においては、作業停止当日は〇〇が自主的に操作を実施するものとし、関西送配電への操作連絡は不要とする。

また、対象設備の呼称は付図1「給電系統図」に示した番号で行う。

受電設備が1回線の場合は記載を抹消する。

操作連絡が必要な場合は記載を抹消する。

（1）遮断器、断路器および線路側接地の操作

付図1「給電系統図」による。

なお、線路側接地については次の通り行う。

a. 関西送配電から〇〇へ取付け（取外し）を依頼する場合

関西送配電は〇〇へ事前打合せで取付けを確認し、操作当日は相互連絡を実施する。

b. 関西送配電から〇〇へ取付（取外し）を依頼しない場合

関西送配電は〇〇へ事前打合せで取付け有無を確認し、操作当日の相互連絡は行わない。

c. 上記 a と b が混在する場合

上記 a に準じる。

(b)においても相互連絡を要とする場合は、なお書き以降を削除する。

（2）系統運用に関連する保護リレーの操作

付図1「給電系統図」による。

〔3〕給電情報伝送等（保安通信電話を含む）に影響がある作業

付図2「通信設備概要図」による。

なお、保安通信電話に影響がある場合は、事前に連絡のうえ、別の連絡方法について打ち合わせておく。

給電情報伝送がない場合は保安通信電話とし、全てない場合は全文削除とする。

〔4〕取引用計量装置等に影響がある作業等

付図2「通信設備概要図」による。

〔常用、予備線受電でループ切替不可の場合〕

2 ○□の受電切替操作は停電切替とし、常用回線と予備回線の並列受電の操作は行わない。

なお、切替時には関西送配電と連絡のうえ行う。

〔常用、予備線受電でループ切替可の場合〕

2 ○□の受電切替操作は、常用回線と予備回線の並列受電切替を可とするが、切替時には関西送配電と連絡のうえ行う。

2項は、該当するパターンを選択する。
また、常用、予備線受電以外の場合は削除する。

3 ○□は、自家発電設備の並列操作に当たっては、系統の周波数、位相角および電圧が一致するよう調整のうえ行う。

自家発電設備未設置の場合は削除する。

固定データの反映や、その他の理由で連絡が必要な場合は、以下の文章を記載する。
○□は、○□の自家発電設備の並解列は、関西送配電と連絡のうえ実施する。

（工作物の作業停止計画）

第6条 ○□および関西送配電は、系統運用に影響のある作業停止の計画、調整および実施について、次により行う。

（1）関西送配電作業における停止計画にあたっての基本事項

夜間帯作業、無停電状態での作業、年末年始などの連休期間中および休日での作業等については、人身安全上の懸念や、工期の長期化・人件費の増加等が発生し、社会コストの増加を招くことから、原則、平日昼間帯の停電作業とする。

（2）系統運用に影響のある作業停止の対象

a 対象設備の停止または使用抑制を必要とする作業

ただし、○□の自家発電設備は除く。

自家発電設備未設置の場合は削除する。（以下同じ）

b 対象設備の活線作業および活線近接作業（試充電中止を必要とする場合）

ただし、○□の自家発電設備は除く。

c 保護リレーのロック

ただし、○□の自家発電設備に関する保護リレーは除く。

d 給電情報伝送等（保安通信電話を含む）に影響がある作業

e その他系統運用に影響のある作業

(3) 作業停止計画の取り扱い

a 年間作業停止計画／月間作業停止計画／作業停止実施については下表の通りとする。

	年間計画	月間計画	作業停止実施
対象期間(※1)	翌年4月から2箇年分	翌々月から2箇月分	
提出期日	毎年11月末	毎月20日	
決定通知(※2)	1月末の決定以降 (※3)	翌月20日頃までに (※4)	5日前までに
連絡していた だく事項	作業日、作業日数、停電範囲、作業内容		様式1「作業停止申込兼連絡 票」に記載されている事項

作業停止実施の要求および決定通知が不要な場合は削除する。
また、様式を指定しない場合は、様式に関する記載を削除する。

※1 年間／月間計画は、〇〇から関西送配電に「お客さま作業停電申込システム」により、通知する。

※2 年間／月間計画が決定後、関西送配電から〇〇へ「お客さま作業停電申込システム」により、通知する。

「お客さま作業停電申込システム」が利用できない場合は削除する。

※3 〇〇は、翌年度分の年間作業停止計画について、前年度に確定した翌々年度分の年間作業停止計画から変更がない場合は、通知を省略することができる。

前年度に確定した翌々年度分の年間作業停止計画に変更がない場合でも、通知を求めるときは削除する。

※4 〇〇は、月間作業停止計画について、年間作業停止計画から変更がない場合は、通知を省略することができる。

年間作業停止計画から変更がない場合でも、通知を求めるときは削除する。

b 作業停止計画の変更および追加

〇〇および関西送配電は、年間作業停止計画または月間作業停止計画の決定以降、系統状況の変化および突発的な設備異常等による計画の変更、または追加（保安上緊急を要する場合等、計画外の作業停止含む）がある場合には、速やかに相互に申し入れ、協議のうえ実施することができる。

(保護リレーの運用)

第7条 〇〇および関西送配電は、系統運用に関連する〇〇の保護リレーの運用（整定を含む）に当たっては、相互に協議のうえ行う。

なお、〇〇の整定値については、整定票により別に定めるものとする。

(電圧の運用)

第8条 〇〇および関西送配電は、電力系統の電圧を適切に保持するため相互に協力するものとする。

(給電指令)

第9条 関西送配電は、次に示す事項に関して、〇〇に給電指令を行う。

(1) 平常時の給電指令

平常時における電力系統の運用、電圧調整および作業停止に伴う電力設備の運転（操作または停止含む）の指令

(2) 異常時の給電指令

次に示す電力設備の運転および電力設備の作業中止等の指令

- a 周波数・電圧の維持および流通設備の運用容量の超過の解消等の電力系統の安定性の確保を目的とした発電機の出力の調整および需要の抑制または遮断
- b 異常気象または電力系統の異常等が発生した場合における供給信頼度の確保を目的とした電力設備の作業中止の指令
- c その他電力系統に異常が発生し、または発生するおそれがある場合における、電力系統の異常を抑制、防止または回復するために必要となる指令

発電設備未設置または逆潮しない自家発電設備の場合は削除する。

(異状時の連絡)

第10条 ○□は、○□の構内において、○□および関西送配電の対象設備に異状もしくは故障があり、または異状もしくは故障が生ずるおそれがあると認めた場合、速やかにその旨を関西送配電に連絡する。

2. 給電情報伝送に関連する装置の故障等により給電情報の伝送ができなくなった場合、関西送配電は、必要に応じて系統運用状況、装置の運転状態および故障様相等を調査し、○□に確認する。

給電情報伝送がない場合は、「保安通信電話の故障等により電話が不通となった場合、関西送配電は、必要に応じて様相等を○□に確認する。」とする。
保安通信電話もない場合は、全文削除とする。

(事故時の処置)

第11条 ○□および関西送配電は、第7条で示す保護リレーが動作する等の事故が発生した場合は、次に示す処置を行う。

- (1) ○□は、速やかに発生時刻、動作リレー（使用箇所、種類、相別）およびその他必要な事項を関西送配電に連絡する。
- (2) ○□の対象設備事故の場合（自家発電設備を含む）
○□は、○□の対象設備に事故が発生した場合は、ただちに事故箇所を切り離すとともに、その旨を関西送配電に連絡する。
自家発電設備未設置の場合は削除する。
- (3) 関西送配電の系統事故により電線路が停止し、○□が停電した場合
付図3「送電線事故時の対応フロー図」による。

送電線事故時の対応をフロー図とする場合は、下記ケース毎の項文は削除する。

<<受電設備が1回線の場合>>

- a 関西送配電は、○□に連絡することなく自動（再閉路リレー等）または手動により電線路を充電するため、○□は、充電される部分に無断で接近してはならない。（長時間停電した場合も同様とする。）また、○□は、電線路を○□側から充電してはならない。
- b ○□の受電用遮断器が遮断した場合
○□は、電線路の充電に注視し、電圧が回復すれば○□の設備に異状がないことの確認および○□の自家発電設備並列用遮断器の開放または開放確認のうえ受電し、速やかにその旨を関西送配電に連絡する。
自家発電設備未設置の場合は削除する。
- c ○□の受電用遮断器が遮断していない場合
○□は、電線路の充電に注視し、電圧が回復すればそのまま受電する。

d ○□は、自家発電設備を系統並列する場合は、関西送配電に並列可能な系統状態を確認のうえ系統並列する。

<<常予備受電の場合>>

a 関西送配電は、○□に連絡することなく自動（再閉路リレー等）または手動により電線路を充電するため、○□は、充電される部分に無断で接近してはならない。（長時間停電した場合も同様とする。）また、○□は、電線路を○□側から充電してはならない。

b ○□は、電線路の充電に注視し、電圧が回復すれば○□の設備に異状がないことの確認および○□の自家発電設備並列用遮断器の開放または開放確認のうえ次の処置を行い、速やかにその旨を関西送配電に連絡する。

自家発電設備未設置の場合は削除する。

【手動切替の場合】

(a) 受電していた回線の電圧が回復した場合は、その回線で受電する。

(b) 受電していた回線の電圧回復が遅延し他の回線に電圧がある場合は、受電していた回線の遮断器を開放または開放確認のうえ他の回線で受電する。

【自動切替の場合】

(a) 受電していた回線が停電した場合、自動切替装置により他の回線に切替え、引き続き受電する。

自動切替装置の設置有無により上記のどちらかを記載する。

(c) 両回線とも電圧がない場合

ア 受電していた回線の電圧が回復すれば、その回線で受電する。

イ 受電していた回線の電圧回復が遅延し他の回線に電圧がある場合は、受電していた回線の遮断器を開放または開放確認のうえ他の回線で受電する。

c ○□は、受電回線を切り戻す場合は、関西送配電に連絡のうえ行う。

d ○□は、自家発電設備を系統並列する場合は、関西送配電に並列可能な系統状態を確認のうえ系統並列する。

自家発電設備未設置の場合は削除する。

dについては、自家発並列時の連絡が不要な場合は削除する。

<<スポットネットワーク受電の場合>>

a 関西送配電は、○□に連絡することなく自動（再閉路リレー等）または手動により電線路を充電するため、○□は、充電される部分に無断で接近してはならない。（長時間停電した場合も同様とする。）また、○□は、電線路を○□側から充電してはならない。

b ○□は、電線路の充電に注視し、電圧が回復すれば○□の設備に異状がないことの確認および停電回線に接続されている○□の自家発電設備並列用遮断器の開放または開放確認のうえ次の処置を行い、速やかにその旨を関西送配電に連絡する。

自家発電設備未設置の場合は削除する。

(a) 供給回線の全部またはいずれかの電圧回復が遅延した場合は、停電回線のプロテクタ遮断器の開放を確認し、断路器を開放する。

(b) 供給回線の全部またはいずれか電圧が回復すれば、その回線で受電する。

c ○□は、自家発電設備を系統並列する場合は、関西送配電に並列可能な系統状態を確認のうえ系統並列する。

自家発電設備未設置および系統並列時の連絡を必要としない場合は削除する。

以下（４）、（５）は自家発未設置の場合は削除する。

..(4) 上位の系統事故で〇〇の自家発電設備を含み単独系統となった場合

〇〇は、関西送配電から〇〇の自家発電設備を含み単独系統となった旨連絡があった場合、可能な限りそのままの状態を維持するとともに、関西送配電からの指示を待つ。ただし、〇〇は自家発電設備の並列維持が困難な場合、速やかに関西送配電と協議のうえ処置を行う。

..(5) 系統異常等により〇〇の自家発電設備が停止した場合

〇〇は、系統周波数異^{自家発電設備未設置および系統並列時の連絡を必要としない場合は削除する。}配電に連絡する。また、〇〇の自家発電設備を系統並列する場合は、関西送配電に並列可能な系統状態を確認のうえ系統並列する。

(6) 〇〇および関西送配電は、(1) から (5) によりがたい場合は、状況に応じた適切な処置を行う。

(連絡方法)

第 1 2 条 〇〇および関西送配電の連絡先は、別紙 1 「連絡先一覧」のとおりとする。

2 〇〇および関西送配電は、第 1 3 条 (設備の変更)、第 1 5 条 (その他事項) のこの給電申合書の変更を除く連絡に当たっては、相互に相手方の氏名、時刻、内容を記録する。また、〇〇および関西送配電は、本項の記録を必要に応じ相互に確認する。

(設備等の変更)

第 1 3 条 〇〇および関西送配電は、給電申合書の内容変更を伴う設備を変更する場合、あらかじめ相互に連絡し、必要に応じて、単線結線図等の関係図面提出および協議を行う。

また、〇〇が給電申合書の内容変更する場合は、様式 2 「給電申合書申合せ事項の変更依頼」により関西送配電に通知する。

(有効期間)

第 1 4 条 この申合書の有効期間は、締結日から●●年 3 月 3 1 日までとする。ただし、この申合書について〇〇または関西送配電のいずれかにより、改めて更改の申し出が無い場合は、さらに 1 年延長するものとし、以降これに準ずる。

なお、有効期間中に〇〇が電気供給事業者との需給契約を解除し、その他の全ての事業者と需給契約がなく無契約状態となった場合は、〇〇は関西送配電に連絡し、この申合書は効力を失うものとする。

(その他事項)

第 1 5 条 〇〇および関西送配電は、この申合書に定める事項について変更する必要があると認めた場合は、協議によりこれを行うことができる。

なお、付図 1、2 および付表等の変更は、〇〇の電気主任技術者と関西送配電の★★本部長の間で変更手続きを行うことができることとする。また、別紙 1 「連絡先一覧」については変更があれば相互で確認のうえ、読替することができる。

付図、付表等のみ変更しない場合は削除する。

2 〇〇および関西送配電は、系統運用に関する事項で、この申合書に明記されていない事項については、その都度誠意をもって協議のうえ決定する。

3. ○□および関西送配電間で締結した●●年●●月●●日付給電申合書は、▲▲年▲▲月▲▲日以降その効力を失うものとする。

申合書改定の場合。

【書面による調印の場合】

以上、申合せの証として本書を2通作成し、○□と関西送配電でおのおのその1通を保有する。

.....年.....月.....日

【電子署名の場合】

以上、本契約の成立を証するため、本書の電磁的記録を作成し、別紙2「電子署名代理権限者情報記録表」に基づき電子署名を施し、おのおのその電磁的記録を保管する。

.....年.....月.....日

締結方法により上記のどちらかを記載する。

○□株式会社
代表取締役 ○○ ○○

関西電力送配電株式会社
★★本部長 ○○ ○○

給電系統図

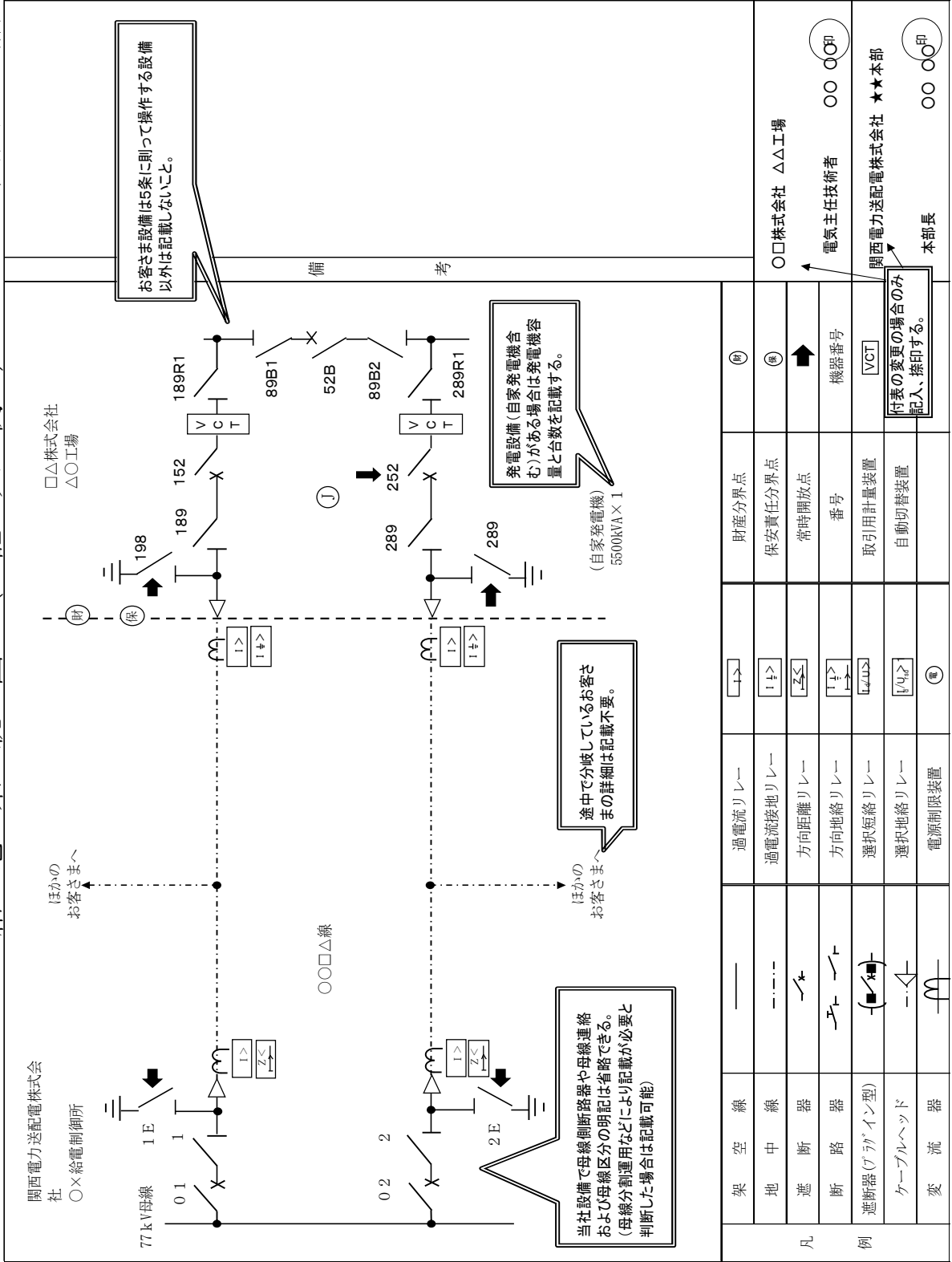
年月日 付図1

		備 考				
凡	架空線	—		[] >	財産分界点	⑧
	地中線	--- ---		[] >	保安責任分界点	⑨
例	遮断器	—*		[] <	常時開放点	↑ 機器番号
	断路器	—		[] >	番号	[VCT]
	遮断器(ファラドイン型)	— (■/×)		[] >	取引用計量装置	⑩
	ケーブルヘッド	--- <		[] >	自動切替装置	
変流器	—		⑪	電源制限装置		

別紙4

給電系統図 (記入例)

年月日 付図1



通信設備概要図

付図2
年 月 日

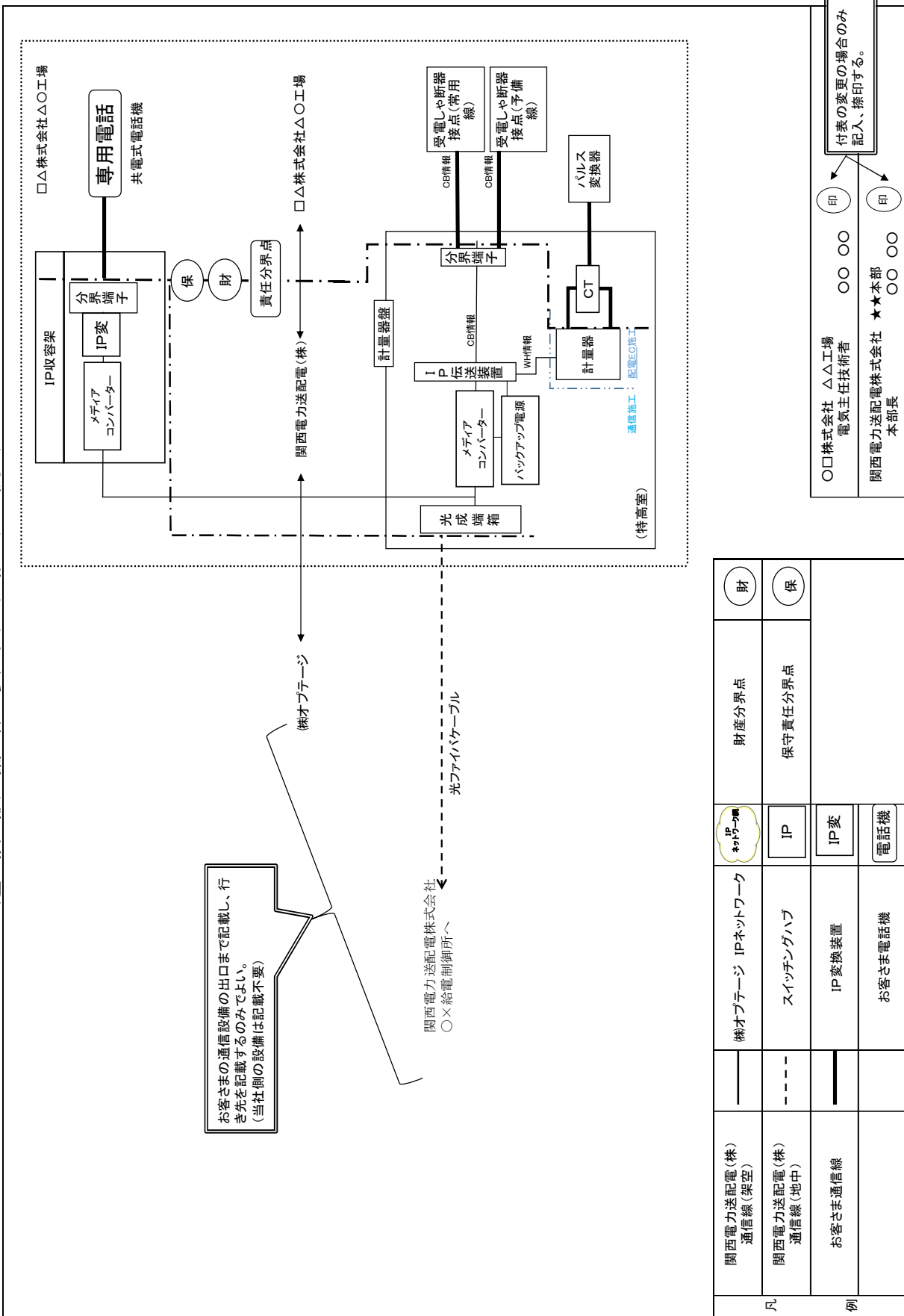
別紙5

凡	関西電力送配電(株) 通信線(架空)	——	(株)オプテージ IPネットワーク	IP ネットワーク	財産分界点	財
	関西電力送配電(株) 通信線(地中)	- - - - -	スイッチングハブ	IP	保守責任分界点	保
例	お客さま通信線	——	IP変換装置	IP変		
			お客さま電話機	電話機		

通信設備概要図（記入例）

付図2

年 月 日

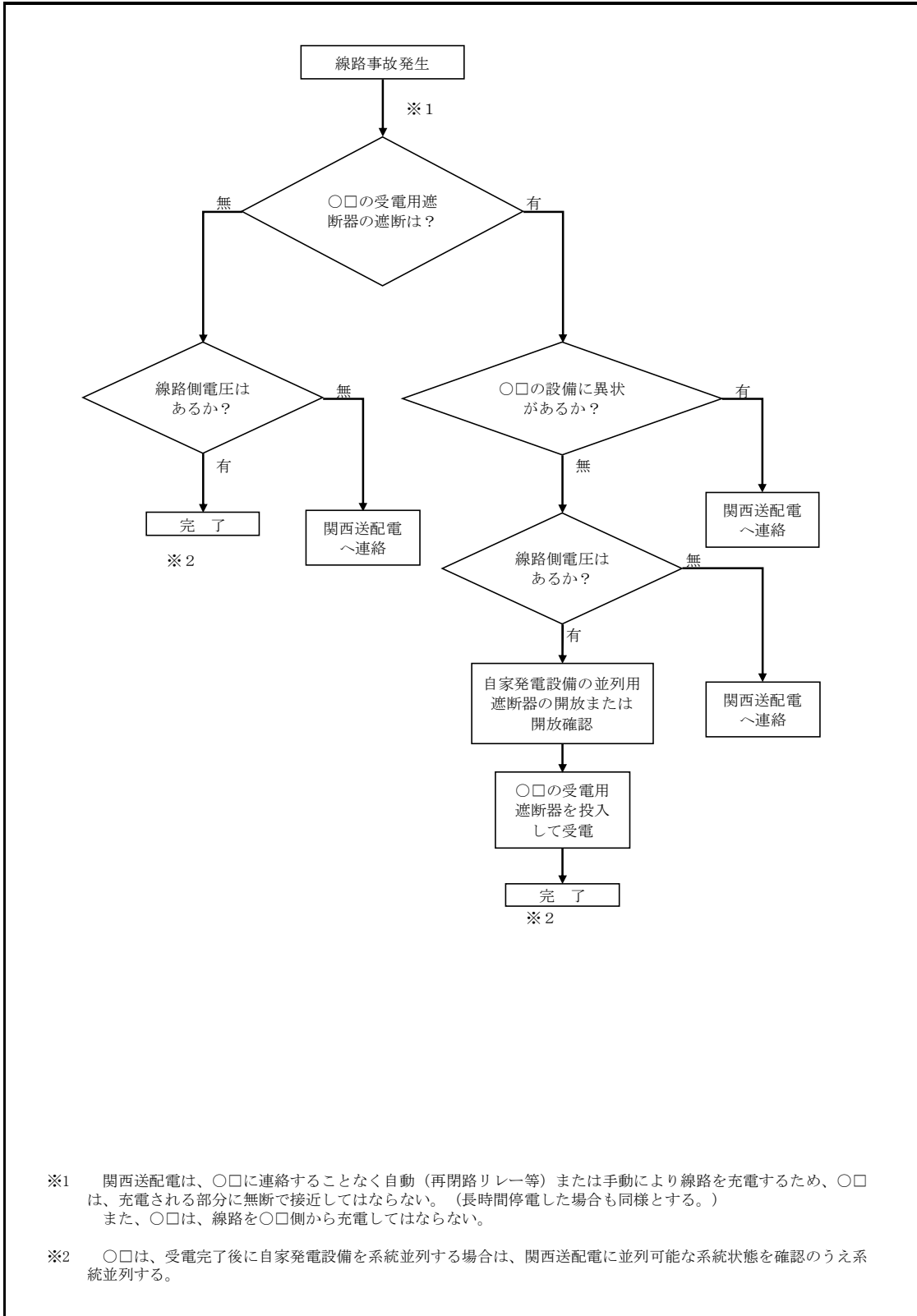


付図 3 - 1 電線路事故時の対応フロー図(1回線受電、自家発電設備ありの場合)

別紙6

付図3

電線路事故時の対応フロー図



※1 関西送配電は、〇〇に連絡することなく自動（再閉路リレー等）または手動により線路を充電するため、〇〇は、充電される部分に無断で接近してはならない。（長時間停電した場合も同様とする。）
また、〇〇は、線路を〇〇側から充電してはならない。

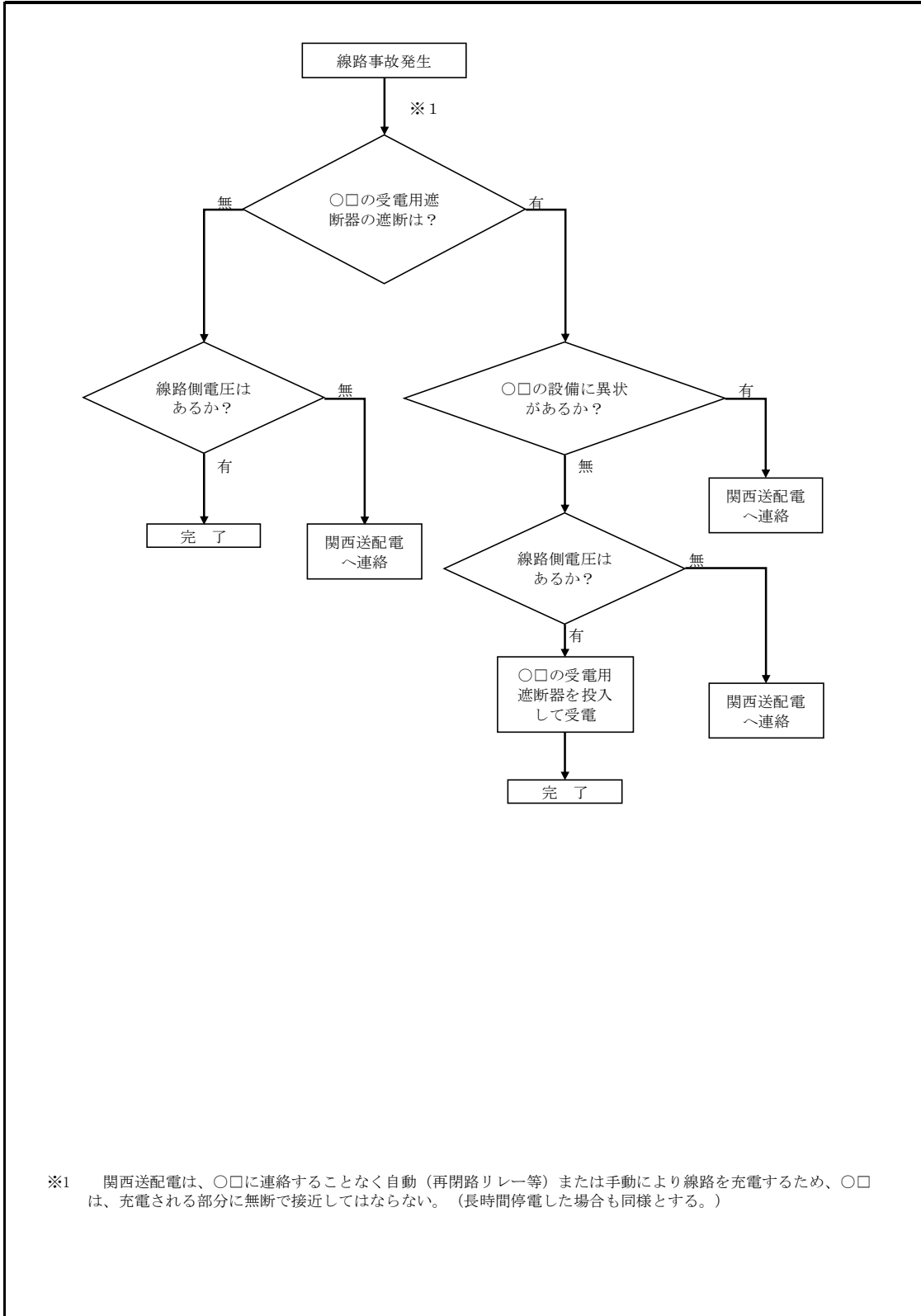
※2 〇〇は、受電完了後に自家発電設備を系統並列する場合は、関西送配電に並列可能な系統状態を確認のうえ系統並列する。

付図 3 - 2 電線路事故時の対応フロー図(1回線受電、自家発電設備なしの場合)

別紙6

付図3

電線路事故時の対応フロー図

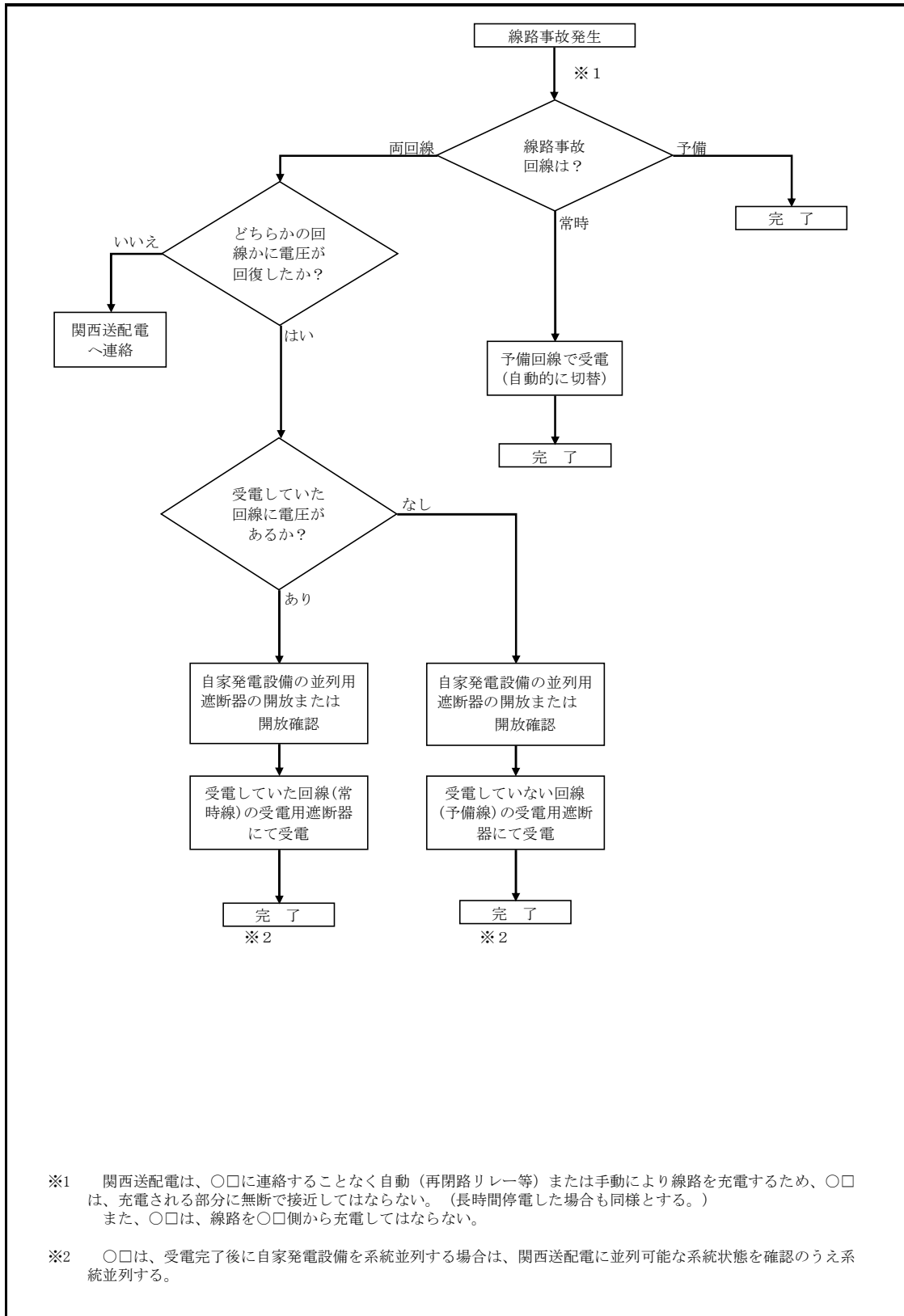


付図 3-3 電線路事故時の対応フロー図(2回線受電、受電が自動切替、自家発電設備ありの場合)

別紙6

付図 3

電線路事故時の対応フロー図



※1 関西送配電は、〇口に連絡することなく自動(再閉路リレー等)または手動により線路を充電するため、〇口は、充電される部分に無断で接近してはならない。(長時間停電した場合も同様とする。) また、〇口は、線路を〇口側から充電してはならない。

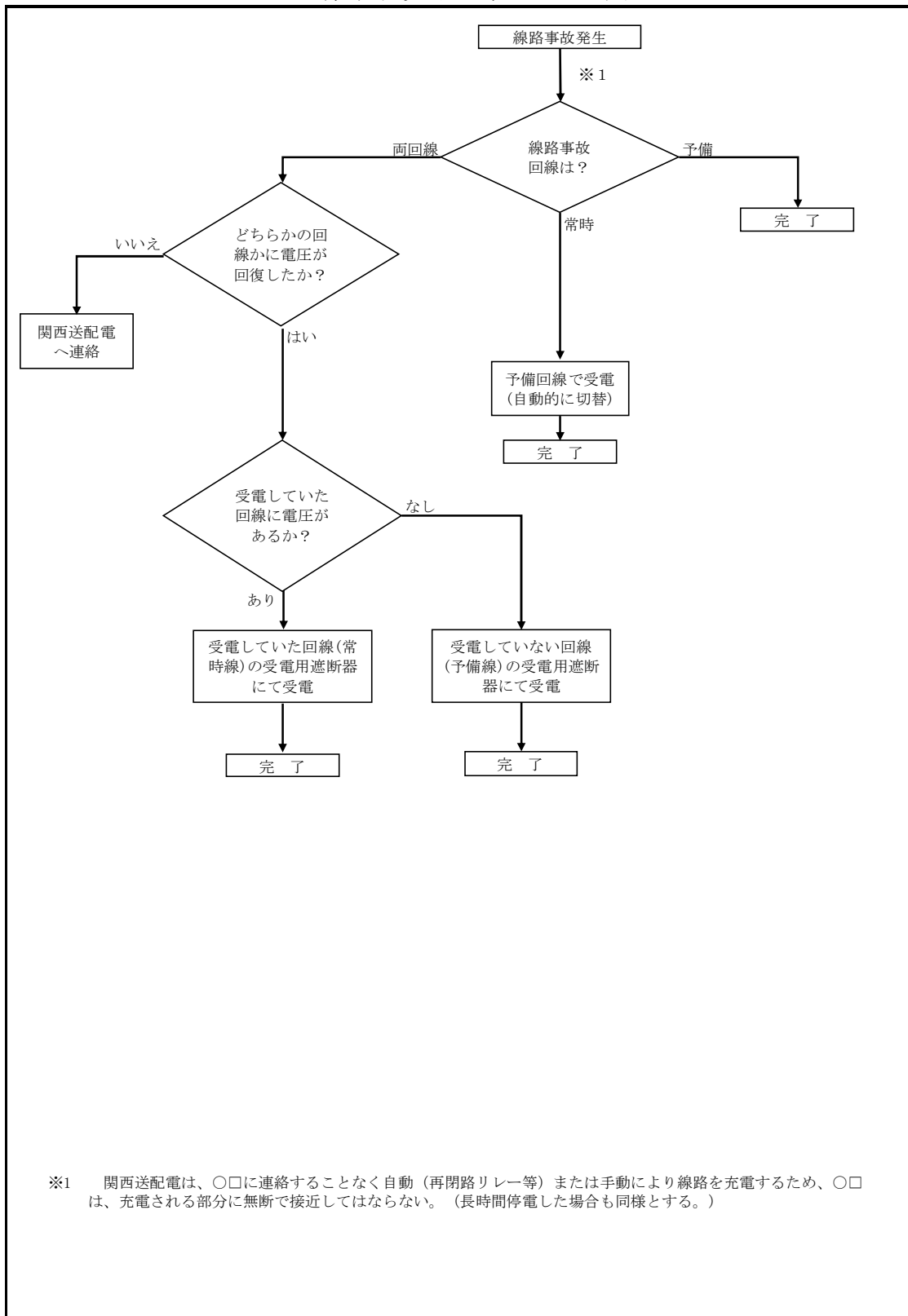
※2 〇口は、受電完了後に自家発電設備を系統並列する場合は、関西送配電に並列可能な系統状態を確認のうえ系統並列する。

付図 3 - 4 電線路事故時の対応フロー図(2回線受電、受電が自動切替、自家発電設備なしの場合)

別紙6

付図 3

電線路事故時の対応フロー図

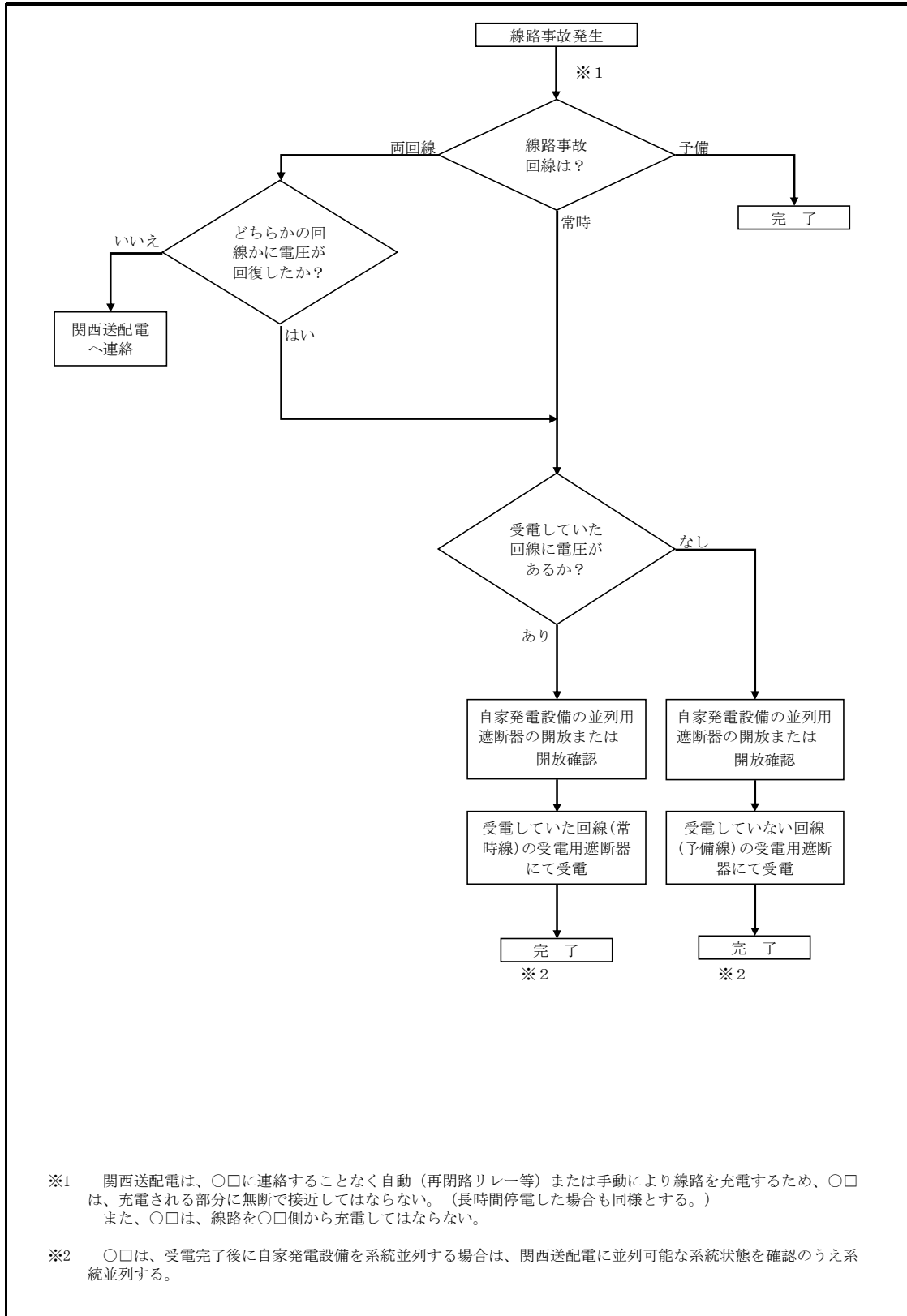


付図 3 - 5 電線路事故時の対応フロー図(2回線受電、受電が手動切替、自家発電設備ありの場合)

別紙6

付図 3

電線路事故時の対応フロー図



※1 関西送配電は、〇□に連絡することなく自動（再開路リレー等）または手動により線路を充電するため、〇□は、充電される部分に無断で接近してはならない。（長時間停電した場合も同様とする。）
また、〇□は、線路を〇□側から充電してはならない。

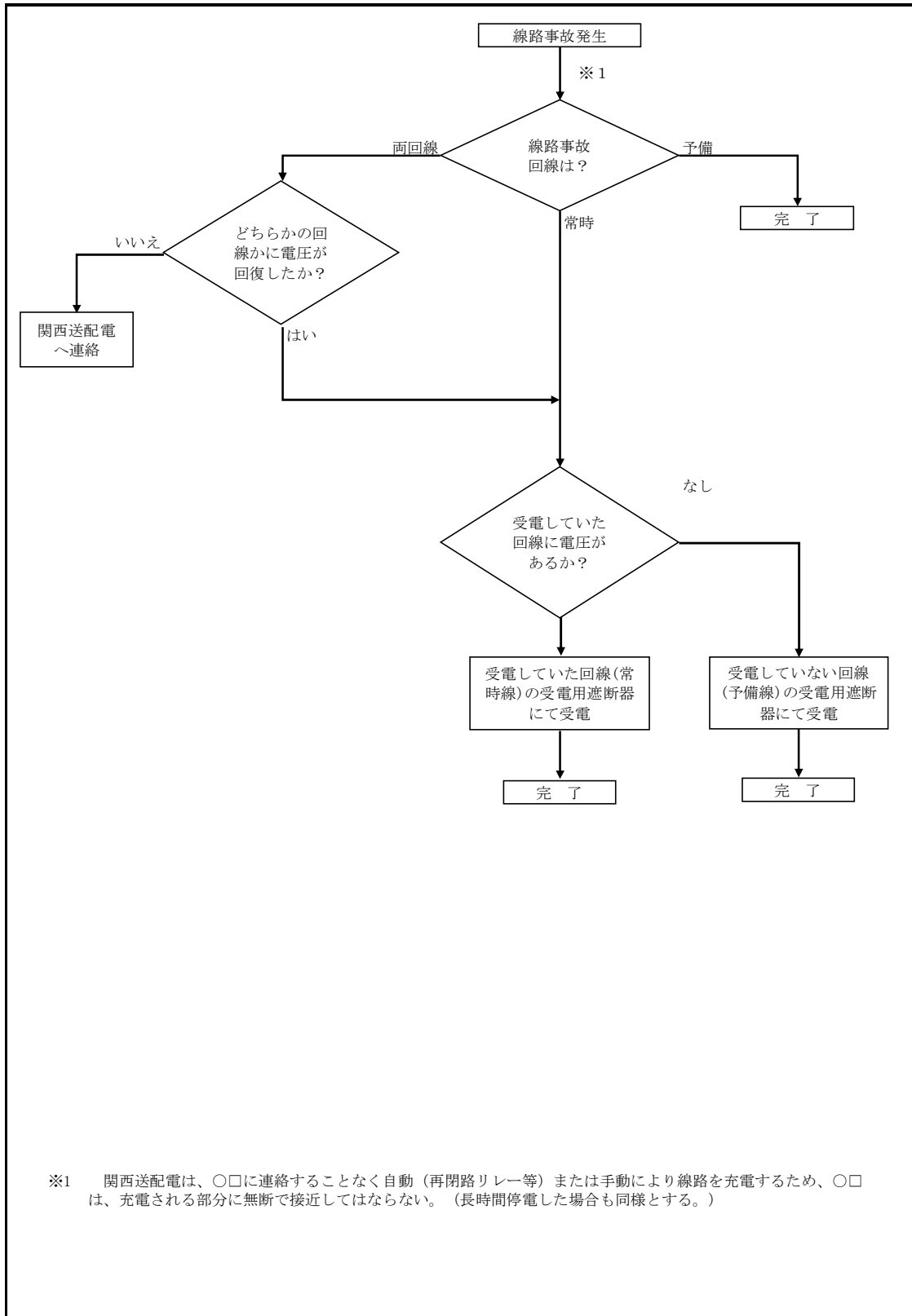
※2 〇□は、受電完了後に自家発電設備を系統並列する場合は、関西送配電に並列可能な系統状態を確認のうえ系統並列する。

付図 3 - 6 電線路事故時の対応フロー図(2回線受電、受電が手動切替、自家発電設備なしの場合)

別紙6

付図 3

電線路事故時の対応フロー図

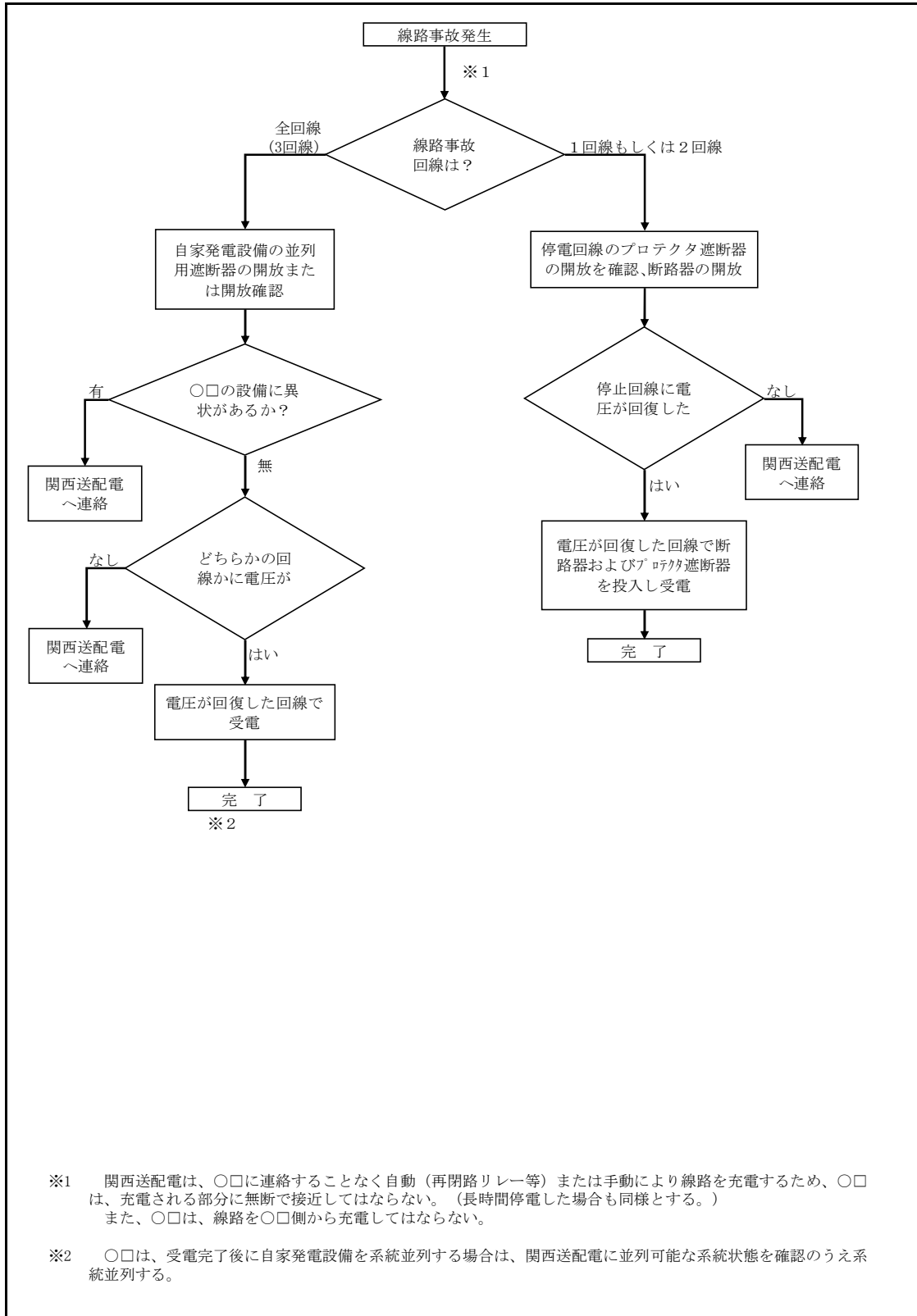


付図 3-7 電線路事故時の対応フロー図(スポットネットワーク受電、自家発電設備ありの場合)

別紙6

付図3

電線路事故時の対応フロー図



※1 関西送配電は、〇□に連絡することなく自動（再閉路リレー等）または手動により線路を充電するため、〇□は、充電される部分に無断で接近してはならない。（長時間停電した場合も同様とする。）
また、〇□は、線路を〇□側から充電してはならない。

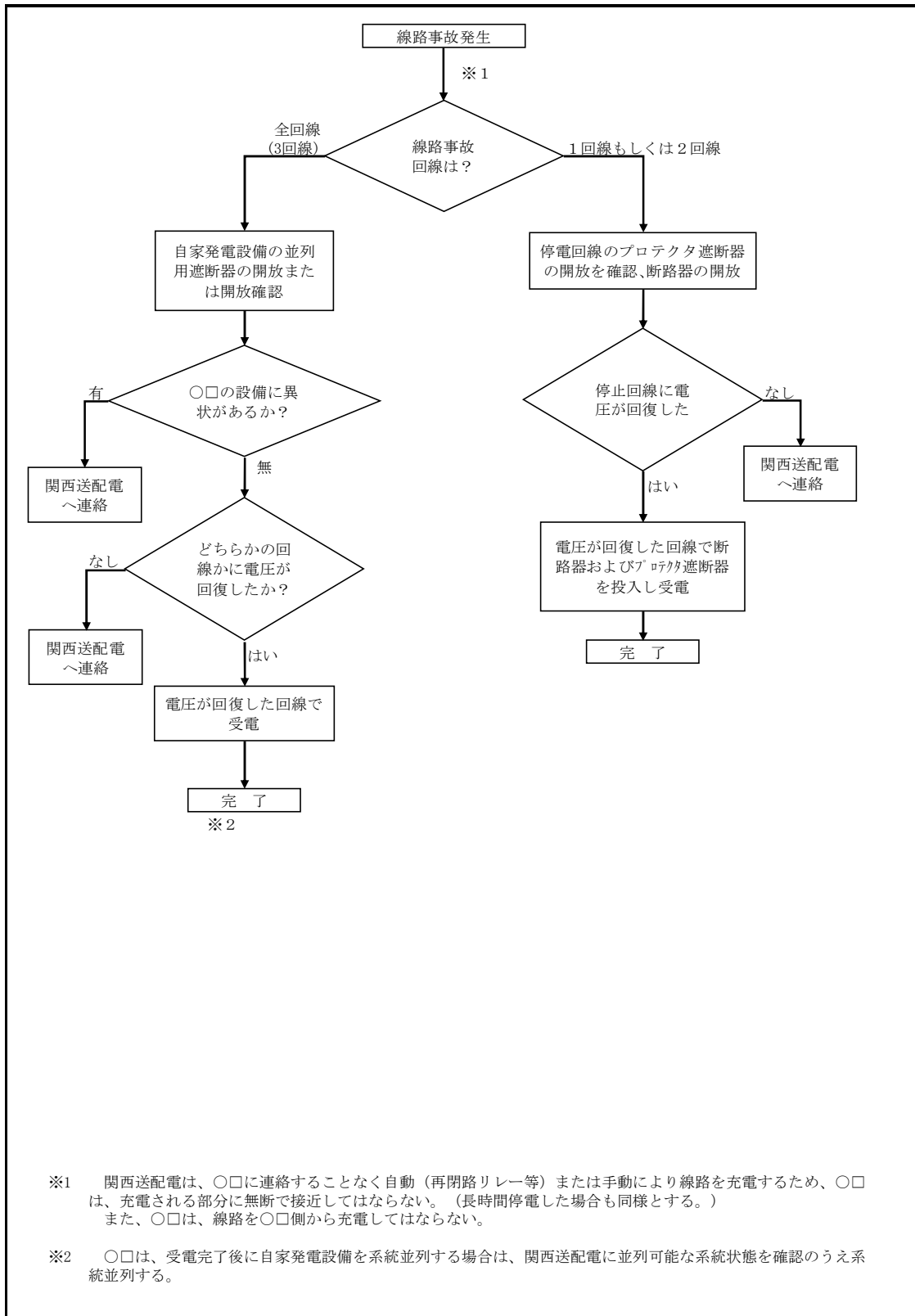
※2 〇□は、受電完了後に自家発電設備を系統並列する場合は、関西送配電に並列可能な系統状態を確認のうえ系統並列する。

付図 3-8 電線路事故時の対応フロー図(スポットネットワーク受電、自家発電設備なしの場合)

別紙6

付図3

電線路事故時の対応フロー図



連絡先一覧

申合せ事項	連絡先		

連絡先一覧（記入例）

申合せ事項	連絡先
第6条（工作物の作業停止計画）に関する事項	<p>○□株式会社 △△工場 ○○○-○○○-○○○○○</p> <p>★★本部 ★△給電制御所 ○○○-○○○-○○○○○（作業停止計画）</p>
上記以外	<p>○□株式会社 △△工場 ○○○-○○○-○○○○○</p> <p>★★本部 ★△給電制御所 ○○○-○○○-○○○○○（当直）</p>
	<p>通信Gおよびホームページは記載不要</p>

別紙の変更の場合のみ
記入、捺印する。

○□株式会社 △△工場

電気主任技術者 ○○ ○○ 印

関西電力送配電株式会社 ★★本部

本部長 ○○ ○○ 印

電子署名代理権限者情報記録表（法人用）

対象文書 *

下表の名義人は、本表に記載された署名代理権限者が、文書名義人の代理として署名する権限があることを表明します。双方の名義人本人または署名代理権限者の署名をもって、契約成立とみなします。

貴社入力欄		法人名		*		
分類	A	B	項目	記入欄		
署名代理権限者 (名義人の代理として署名する権限を有する者) ※役職者に限ります	*		所属部署			総務部
	*		役職			課長
	*		氏名			高橋 次郎
	*		E-Mail			takahashi@sample.co.jp
名義人 (代表取締役・部長など)	*	*	所属部署			総務部
	*	*	役職			総務部長
	*	*	氏名			田中 太郎
	*	*	E-Mail			tanaka@sample.co.jp

弊社入力欄		法人名		*		
分類	A	B	項目	記入欄		
署名代理権限者 (名義人の代理として署名する権限を有する者) ※役職者に限る	*		所属部署			
	*		役職			
	*		氏名			
	*		E-Mail			
名義人 (代表取締役・部長など)	*	*	所属部署			
	*	*	役職			
	*	*	氏名			
	*	*	E-Mail			

- 以下、ご確認ください。
- ・黄色の網掛け欄について入力をお願い致します。
 - ・署名代理権限者が署名手続きを実施する場合は、Aに*が付された項目が必須入力項目となります。
 - ・文書名義人自ら署名手続きを実施する場合は、Bに*が付された項目が必須入力項目となります。

(記 入 例)

別紙2

電子署名代理権限者情報記録表 (法人用)

対象文書

給電申告書

*

下表の名義人は、本表に記載された署名代理権限者が、文書名義人の代理として署名する権限があることを表明します。双方の名義人本人または署名代理権限者の署名をもって、契約成立とみなします。

貴社入力欄

法人名 ○□株式会社 △△工場

*

分類	A	B	項目	記入欄
署名代理権限者 (名義人の代理として署名する 権限を有する者) ※役職者に限ります	*		所属部署	施設課
	*		役職	課長
	*		氏名	○○ ○○
	*		E-Mail	abcde@fghiik.co.jp
名義人 (代表取締役・部長など)			所属部署	△△工場
	*	*	役職	△△工場長
	*	*	氏名	○□ ×△
		E-Mail	abc123@fghijk.co.jp	

記入例
総務部
課長
高橋 次郎
takahashi@sample.co.jp
総務部
総務部長
田中 太郎
tanaka@sample.co.jp

弊社入力欄

法人名 関西電力送配電株式会社 ★★本部

分類	A	B	項目	記入欄
署名代理権限者 (名義人の代理として署名する 権限を有する者) ※役職者に限る	*		所属部署	○○○給電制御所
	*		役職	所長
	*		氏名	☆× ○×
	*		E-Mail	abc456@b3.kansai-td.co.jp
名義人 (代表取締役・部長など)			所属部署	★★本部
	*	*	役職	本部長
	*	*	氏名	×○ ×☆
		E-Mail	abc789@b3.kansai-td.co.jp	

以下、ご確認ください。

- ・黄色の網掛け欄について入力をお願い致します。
- ・署名代理権限者が署名手続きを実施する場合は、Aに*が付された項目が必須入力項目となります。
- ・文書名義人自ら署名手続きを実施する場合は、Bに*が付された項目が必須入力項目となります。

作業停止申込書 兼 連絡票

別紙 9

				申込日		
				電話番号		
				FAX番号		
1	停止区間	線路・構内	変電所・線路名称(上段) 機器称呼番号(下段)	作業日時・停止日時・予備日		
		<input type="checkbox"/> 線路		作業日時	<input type="radio"/> 毎日 <input type="radio"/> 連続	
					自:	
					至:	
		<input type="checkbox"/> 構内		停止日時 (関西送配電記載)	自:	
					至:	
				予備日		
		<input type="checkbox"/> 線路		作業日時	<input type="radio"/> 毎日 <input type="radio"/> 連続	
					自:	
					至:	
		<input type="checkbox"/> 構内		停止日時 (関西送配電記載)	自:	
					至:	
		予備日				
<input type="checkbox"/> 線路		作業日時	<input type="radio"/> 毎日 <input type="radio"/> 連続			
			自:			
			至:			
<input type="checkbox"/> 構内		停止日時 (関西送配電記載)	自:			
			至:			
		予備日				
2	応急復旧	日中	<input type="radio"/> 可 (分) <input type="radio"/> 不可 <input type="radio"/> 線路停止なし			
		夜間	<input type="radio"/> 可 (分) <input type="radio"/> 不可 <input type="radio"/> 線路停止なし			
3	作業内容	作業区分	<input checked="" type="radio"/> 受(変)電設備定期点検 <input type="radio"/> 機器取替 <input type="radio"/> その他			
		作業内容				
4	連絡責任者 (当日連絡先)	所属				
		氏名	連絡先			
5	給電接地	関西送配電	<input type="radio"/> 要 <input type="radio"/> 否 22(33)kV系統に接続しているお客さまの作業においては、原則、弊社設備の給電接地は取り付け致しません。 なお、設備の形態・構造上、どうしてもお客さま側での作業接地が取付けできず弊社の給電接地が必要になる場合は、 取付する方向で調整いたします。			

関西電力送配電による受付完了後、操作の事前打ち合わせを実施させていただきます。
 なお、申込み内容に変更があった場合、速やかに変更申込みをお願いします。
 ※緊急停止の場合は、申込書を必須としません。

関西電力送配電株式会社		
	受付通知	決定通知
日時		
担当		

作業停止申込書 兼 連絡票 (記載例)

申込者名		〇〇株式会社 総務課電気係 山田氏		申込日	2024年3月11日 (月)		
施設名		△△ビル		電話番号			
				FAX番号			
1	停止区間	線路・構内	変電所・線路名称(上段) 機器称呼番号(下段)	作業日時・停止日時・予備日			
		<input checked="" type="checkbox"/> 線路	□□変電所 77kV▲▲線1L	作業日時	<input type="radio"/> 毎日 <input type="radio"/> 連続		
		<input checked="" type="checkbox"/> 構内	89R1 , 59R1	停止日時 (関西送配電記載)	自: 2024年 4月 8日(月) 10時 00分		
				予備日	至: 2024年 4月 8日(月) 17時 00分		
				予備日	自: 2024年 4月 8日(月) 9時 30分		
				予備日	至: 2024年 4月 8日(月) 17時 30分		
		<input type="checkbox"/> 線路		作業日時	<input type="radio"/> 毎日 <input type="radio"/> 連続		
		<input type="checkbox"/> 構内		停止日時 (関西送配電記載)	自:		
				予備日	至:		
				予備日			
				作業日時	<input type="radio"/> 毎日 <input type="radio"/> 連続		
				停止日時 (関西送配電記載)	自:		
		予備日	至:				
		予備日					
2	応急復旧	日中	<input type="radio"/> 可 (50分) <input type="radio"/> 不可 <input checked="" type="radio"/> 線路停止なし				
		夜間	<input type="radio"/> 可 (分) <input type="radio"/> 不可 <input type="radio"/> 線路停止なし				
3	作業内容	作業区分	<input checked="" type="radio"/> 受(変)電設備定期点検 <input type="radio"/> 機器取替 <input type="radio"/> その他				
		作業内容					
4	連絡責任者 (当日連絡先)	所属	〇〇電気株式会社(電気主任技術者)				
		氏名	山田 太郎	連絡先			
5	給電接地	関西送配電	<input checked="" type="radio"/> 要 <input type="radio"/> 否 22(33)kV系統に接続しているお客さまの作業においては、原則、弊社設備の給電接地は取り付け致しません。 なお、設備の形態・構造上、どうしてもお客さま側での作業接地が取付けできず弊社の給電接地が必要になる場合は、 取付する方向で調整いたします。				

関西電力送配電による受付完了後、操作の事前打ち合わせを実施させていただきます。
 なお、申込み内容に変更があった場合、速やかに変更申込みをお願いします。
 ※緊急停止の場合は、申込書を必須としません。

関西電力送配電株式会社		
	受付通知	決定通知
日時	2024/3/15	2024/3/22
担当	関西電力送配電株式会社 ○○給電制御所 △△ × ×	関西電力送配電株式会社 ○○給電制御所 △△ × ×

関西電力送配電株式会社
〇〇給電制御所

会社（組織）名： ●●株式会社
 担当者名： ●● ●●
 TEL： ●●-●●●●-●●●●
 Mail： ●●@●●.co.jp

『給電申合書』申合せ事項の変更依頼

下記の通り、給電申合書で定めた事項の変更を依頼します。

申合せ事項		現在	変更後
会社(組織名) 変更	会社(組織名)変更		
設備の変更	受電用遮断器		
	受電用断路器		
	線路側接地機構		
連絡先の変更	連絡先名称①		
	電話番号（FAX番号）①		
	連絡先名称②		
	電話番号（FAX番号）②		
その他			

※給電申合書に定める事項について変更があった場合、本様式を速やかに〇〇給電制御所へ提出すること

関西電力送配電株式会社 〇〇給電制御所
 【TEL】
 【FAX】
 【Mail】

(記 入 例)

様式 2
〇〇〇〇年〇〇月〇〇日

関西電力送配電株式会社
〇〇給電制御所

会社（組織）名： 〇〇株式会社 △△工場
担当者名： 関西 太郎
TEL： 〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇
Mail： abcde@fghijk.co.jp

『給電申合書』申合せ事項の変更依頼

下記の通り、給電申合書で定めた事項の変更を依頼します。

申合せ事項		現在	変更後
会社(組織名)変更	会社(組織名)変更	〇〇株式会社 △△工場	〇×株式会社 〇〇工場
設備の変更	受電用遮断器	52R1 / 52R2	52R11 / 52R21
	受電用断路器	89R11 / 89R21	89R111 / 89R222
	線路側接地機構	ESR1 / ESR2	ESR11 / ESR21
連絡先の変更	連絡先名称①	〇〇株式会社 △△工場 施設課 電力係	〇×株式会社 〇〇工場 施設課 電力係
	電話番号 (FAX番号) ①	06-1234-5678 (06-8765-4321)	06-1234-5687 (06-8765-1342)
	連絡先名称②	〇〇株式会社 △△工場 守衛室 (夜間・休日)	〇×株式会社 〇〇工場 守衛室 (夜間・休日)
	電話番号 (FAX番号) ②	06-1234-5679 (06-8765-4322)	06-1234-5688 (06-8765-1343)
その他	変更箇所のみ記載でよい。		

※給電申合書に定める事項について変更があった場合、本様式を速やかに〇〇給電制御所へ提出すること

関西電力送配電株式会社 〇〇給電制御所
【TEL】 〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇
【FAX】 〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇
【Mail】 abcd.efgh@b3.kansai-td.co.jp